

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣02	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
内閣05	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣06	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2内閣01)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (国家戦略民間都市再生事業))					
措置内容	平成30年度時点	特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を除く。)において、 国家戦略特別区域法による認定を受けた区域計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年 間、普通償却限度額に100分の50又は100分の30を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	割増償却割合を25% (改正前：30%) に引下げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化と ともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H26	過去の政策評価の実績	H26内閣08、H28内閣05、H30内閣 02			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	/			
H24				
H25				
H26	8	2,911,681	-	446,200
H27	9	3,192,638	-	372,929
H28	19	3,303,085	-	394,316
H29	14	3,358,714	-	263,418
H30	14	2,804,374	-	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載
 ※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果について、「計4,524億円の建設投資額（中略）に寄与した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果について、「区域面積割合0.2%の増加実績に寄与した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数は0件（令和元年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。</p> <p>⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・⑥ 都市再生緊急整備地域における建設投資累計額については、令和2～12年度までの長期目標7～10兆円の間目標として、令和2～6年度累計で3.5～5兆円の民間投資の実現（平成24～30年度累計は6.5兆円）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値1.4～2兆円は、令和2～6年度の間目標額である3.5～5兆円を年度ごとに等分し、按分したもの（1年間で0.7～1.0兆円→2年間で1.4～2.0兆円）。「計4,524億円の建設投資額」については、「適用見込案件の事業者アンケート」に記載されている実数を転記。</p> <p>②・④・⑦ 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合については、令和2～12年度までの長期目標16.5～19.5%の間目標として、令和6年度に12.0%～12.5%（平成30年度は9.1%）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値11.0～11.4%は、令和6年度までで12.0～12.5%（初期値9.1%（平成30年度時点））を年度ごとに等分し、按分したもの。</p> <p>⑤ 一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まないと考え。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まないと考え」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（令和2年度）並びに3件（令和3年度及び4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の直接的な効果について、「評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、建設投資額累計で約9,792億円（中略）が見込まれる」と説明されているが、将来の効果（建設投資累計額の目標値：7兆円～10兆円のうち国家戦略特区の認定計画（今後竣工予定）による投資累計額：5,268億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の直接的な効果について、「評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、（中略）区域面積割合で約0.24%の増加効果が見込まれる」と説明されているが、将来の効果（都市開発事業の行われた区域面積割合のうち国家戦略特区の認定計画による区域面積割合のうち、緊急（特定含む）（5.2ha/9,423ha）＝0.06%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・⑥ 都市再生緊急整備地域における建設投資累計額については、令和2～12年度までの長期目標7～10兆円の中間目標として、令和2～6年度累計で3.5～5兆円の民間投資の実現（平成24～30年度累計は6.5兆円）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値1.4～2兆円は、令和2～6年度の建設投資額の中間目標額である3.5～5兆円を年度ごとに等分し、按分したもの（1年間で0.7～1.0兆円→2年間で1.4～2.0兆円）。</p> <p>②・④・⑦ 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合については、令和2～12年度までの長期目標16.5～19.5%の中間目標として、令和6年度に12.0%～12.5%（平成30年度は9.1%）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値11.0～11.4%は、令和6年度までで12.0～12.5%（初期値9.1%（平成30年度時点））を年度ごとに等分し、按分したもの。</p> <p>⑤ 一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③・④ 補足説明により、達成目標の設定根拠は明らかにされたものの、達成目標に対する将来の効果についての算定根拠としては認められず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 「一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まない」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税:義)(地方税) (法人事業税:義)(地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外、登録免許税:外) (固定資産税:外、都市計画税:外、不動産取得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第25条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことにより、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなされた場合に適用される租税特別措置法に基づく課税特例。</p> <p>1. 割増償却(所得税、法人税) 【特別償却率】25%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】令和3年3月31日 【要件】・地上10階以上又は述べ面積75,000㎡以上(特定都市再生緊急整備地域内は50,000㎡以上)の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】令和3年3月31日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《要望の内容》 措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 所得税 : 租税特別措置法第14条 租税特別措置法施行令第7条、租税特別措置法施行規則第6条 法人税 : 租税特別措置法第47条 租税特別措置法施行令第29条の5 租税特別措置法施行規則第20条の21</p>

		(連結法人: 租税特別措置法第68条の35 租税特別措置法施行令第39条の64 租税特別措置法施行規則第22条の42)
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成27年度 延長(2年間) 平成29年度 延長(2年間) 平成31年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを図る。 《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 5 地方創生 【施策】 5 地方創生に関する施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。 具体的には、国家戦略特区における区域計画認定を活用し、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済拠点の形成に資する優良な都市

		<p>再生プロジェクトの実施を促すため、次の目標の実現に向け国家戦略特区において寄与することを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度～令和2年度(2012～2020年度) <ul style="list-style-type: none"> 目標値:8兆円～11兆円 令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) <ul style="list-style-type: none"> 目標値:7兆円～10兆円 ※1 要望対象期間末における目標値 1.4兆円～2兆円(令和4年度まで) ※2 中間目標値:3.5兆円～5兆円(令和6年度まで) <p>・都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和12年度(2030年度)まで <ul style="list-style-type: none"> 目標値:16.5%～19.5%(初期値:9.1% ※平成30年度(2018年度)) ※1 要望対象期間末における目標値 11.0%～11.4%(令和4年度まで) ※2 中間目標値:12.0%～12.5%(令和6年度まで) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの実施を促すインセンティブとなり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。</p>																		
10	有効性等 ①:適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※見込みについては、本評価書作成のために令和2年5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、適用見込みについて事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。 <p><適用数が想定外に僅少となっていないこと> 本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、権利調整や計画の策定等に相当の期間を費やすことが多く、国家戦略特区における本規制特例措置により手続を簡素化しても、竣工までには数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定</p>	年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4	適用数	0	0	0	0	0	2	3	3
年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4												
適用数	0	0	0	0	0	2	3	3												

		<p>される。 また、計画された都市再生プロジェクトにおいて、資材や人材調達などの事情に左右され、工期の影響で建物を事業に供用する適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない。</p>																																				
	②:適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税、法人住民税、法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,716</td> <td>3,564</td> <td>3,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※令和2年度見込みについては、本評価書作成のために令和2年5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。 ※令和3・4年度見込みについては、特定都市再生緊急整備地域における平均建物取得価格をもとに試算。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。</p> <p><適用額が想定外に特定の者に偏っていないこと> 本措置は国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業者等が計画策定に関与する前提である。ただし、偏りの弊害を防止するため、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>	年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4	法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,716	3,564	3,564																		
年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4																														
法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,716	3,564	3,564																														
	③:減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>398.1</td> <td>826.8</td> <td>826.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27.9</td> <td>57.9</td> <td>57.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>111.1</td> <td>230.7</td> <td>230.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※令和2年度見込みについては、本評価書作成のために令和2年</p>	年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4	法人税	0	0	0	0	0	398.1	826.8	826.8	法人住民税	0	0	0	0	0	27.9	57.9	57.9	法人事業税	0	0	0	0	0	111.1	230.7	230.7
年度区分	平成27	28	29	30	令和元年	2	3	4																														
法人税	0	0	0	0	0	398.1	826.8	826.8																														
法人住民税	0	0	0	0	0	27.9	57.9	57.9																														
法人事業税	0	0	0	0	0	111.1	230.7	230.7																														

		<p>5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。 ※令和3・4年度見込みについては、特定都市再生緊急整備地域における平均建物取得価格をもとに試算。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。 ・法人税について、令和2年度の実績は398.1百万円であるものの、現在進行中のプロジェクトが順次適用されるため、令和3年度については3件、令和4年度については3件の適用見込みがあることから記載の数値となっている。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国家戦略特区における区域計画の認定により、都市再生特別措置法における民間都市再生事業の計画認定とみなす本特例措置は、国家戦略特区において民間都市再生プロジェクトを促進するものである。 この措置内容は都市再生特別措置法に基づく措置と同様であり、本特例措置を契機として、都市再生に向けた民間都市開発事業について、国家戦略特区の区域計画8件が認定を受けて民間都市開発事業に着手しており、竣工による建設投資額及び区域面積割合の増加に向け事業の推進に寄与する見込みである。現時点では目標達成に向けて、6件のプロジェクトが竣工したところ(計4,524億円の建設投資額及び区域面積割合0.2%の増加実績に寄与した)。 今後も、認定計画に基づく建築物が順次整備されていくことにより、本特例措置を通じた優良な民間都市開発事業を推進し、新規計画認定によって施設整備に伴う建設投資累計額や区域面積割合の増加が本税制措置(評価対象外税目を含む)の存在により誘発され、目標達成に向けた効果を出現する見通しである。 具体的には、前述9③に示した目標値の実現のため、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資額及び区域面積割合のうち、国家戦略特区の認定計画により適用が見込まれるものを抽出することにより試算すると次のとおりである。 ・建設投資累計額の目標値:7兆円～10兆円 うち国家戦略特区の認定計画(今後竣工予定)による投資累計額:5,268億円 ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、およそ5.3%～7.5%程度目標値の達成に寄与すると見込まれる。 ・都市開発事業の行われた区域面積割合のうち うち国家戦略特区の認定計画による区域面積割合のうち、緊急(特定含む)(5.2ha/9,423ha) = 0.06% ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、区域面積割合の増加に一定程度寄与すると見込まれる。 ※国家戦略特区の認定計画による投資累計額及び区域面積については、令和2年5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>●都市再生プロジェクトの増加に寄与した数(評価対象となる税制の適用案件数)</p> <p>実績 ・R1 ⇒ 適用なし ・R2 ⇒ 2件適用</p> <p>見込み ・R3 ⇒ 3件適用見込み ・R4 ⇒ 3件適用見込み</p> <p>⇒区域計画認定で増加した都市再生プロジェクトにより、認定後数年の建設期間を経て竣工時期を明示して、順次着実に適用される見込み(評価対象外税目も含む)となっており、本税制措置の存在が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる。評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、建設投資額累計で約9,792億円、区域面積割合で約0.24%の増加効果が見込まれる。 (租税特別措置が延長されない場合に予想される状況) 都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業に係る租税特別措置と同様、新型コロナウイルス感染症の影響などによる不動産市場の停滞など様々な課題がある中、本措置が延長されなければ、事業そのものが行われず、または縮小される(本税制を活用して投資される予定だった都市再生プロジェクトが実施されなくなる、事業規模の縮小又は実施時期の遅れなどの影響)といった事態が生じることが適用見込案件の事業者アンケートで判明しており、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成が図れなくなる。</p>												
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの目標事業数を達成し、国際都市機能の強化を実現することによって、国際的な事業活動を行う企業を中心に国内外の企業が集積することにより、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。特に、新型コロナウイルス感染症の影響等によりリスクが高まっているなど、都市再生については様々な課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き優良な民間都市開発事業の活性化を図っていく。</p> <p>これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(132計画)における効果(試算)は次の通り。 ○建設投資累計額:77,332億円—①(国土交通省調べ) ○経済波及効果:194,542億円—②(国土交通省調べ) ○税収増効果:20,476億円—③(国土交通省調べ) 本税制による認定事業1計画あたりの効果(試算)は下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。</p> <table border="1" data-bbox="1525 1225 2067 1332"> <thead> <tr> <th>減収額(R3-R4)</th> <th>1計画あたりの効果(試算)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(法人税)</td> <td>建設投資累計額:585.8億円</td> <td>①÷132</td> </tr> <tr> <td>2.8億円/件 (8.3億円÷3件)</td> <td>経済波及効果:1,473.8億円</td> <td>②÷132</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税収増効果:155.12億円</td> <td>③÷132</td> </tr> </tbody> </table>	減収額(R3-R4)	1計画あたりの効果(試算)	備考	(法人税)	建設投資累計額:585.8億円	①÷132	2.8億円/件 (8.3億円÷3件)	経済波及効果:1,473.8億円	②÷132		税収増効果:155.12億円	③÷132
減収額(R3-R4)	1計画あたりの効果(試算)	備考												
(法人税)	建設投資累計額:585.8億円	①÷132												
2.8億円/件 (8.3億円÷3件)	経済波及効果:1,473.8億円	②÷132												
	税収増効果:155.12億円	③÷132												

(別紙1)

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となっていないにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図る必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから、補助金に比べて幅広い法人に対してインセンティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>①規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>②金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣 02)	

適用数等及び減収額の算定根拠

○令和3・4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	3件	本評価書作成のために令和2年5月に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。適用予定は評価対象外の税目のみ)	
②適用額	3,564百万円	<p>【法人税(1件当たり適用額)】</p> <p>都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内の建築物等の平均取得価額は65,377百万円である(令和2年5月末時点の国土交通省による認定事業者向け調査)。</p> <p>また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、65,377百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価格は</p> <p>建物取得価額: 65,377 × 65% = 42,495百万円 設備取得価額: 65,377 × 35% = 22,882百万円となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画当たり割増される減価償却額を計算する。</p> <p>建物は50年定額、設備は15年定額とし、 (42,495 × 1/50(50年定額) + 22,882 × 1/15(15年定額)) × 50%(割増率) = 1,188百万円</p> <p>②適用額: 1,188百万円 × 3件 = 3,564百万円</p>	
③減収額	1115.4百万円	④+⑤+⑥	④+⑤+⑥
④法人税	826.8百万円	適用額3,564百万円 × 23.2%(税率)	② × 税率
⑤法人住民税	57.9百万円	④ × 7%	④ × 税率
⑥法人事業税	230.7百万円	⑦+⑧+⑨	⑦+⑧+⑨
⑦所得割	110.5百万円	② × 3.1%	② × 税率
⑧地方法人特別税	91.7百万円	⑦ × 83%	⑦ × 税率
⑨付加価値割	28.5百万円	② × 0.8%	② × 税率

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣02-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)				
措置内容	平成30年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。			
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり			
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり			
政策目的	金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。				
評価対象税目	義務対象			努力義務対象	
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27				
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。				
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-1、H30内閣03-2	区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/				1	451	-	78
H24					0	-	-	-
H25					0	-	-	-
H26	0	-	-	-	0	-	-	-
H27	0	-	-	-	3	91,729	-	12,566
H28	1	10,528	-	1,254	2	67,828	-	8,749
H29	1	586	-	69	4	34,217	-	4,414
H30	1	246,907	-	29,309	4	62,998	-	8,127

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別償却又は法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
 - ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
 - ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
 - ④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
 - ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
 - ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本特区制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。

【点検結果】

- ①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。						
【内閣府の補足説明】						
① 評価書を修正。						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1
	投資税額控除	13	9	4	8	12
	特別償却	0	0	0	7	0
		H27	H28	H29	H30	R1
事業税	所得控除	1	6	2	4	2
	特別償却	0	1	0	22	0
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。						

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。						
【内閣府の補足説明】						
① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除1.1百万円、投資税額4.2百万円、特別償却1.4百万円、法人事業税は、所得控除4.2百万円、特別償却5.6百万円を見込む。						
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。						

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						
② 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						
③ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						

- ④ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。
- ⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数4件（平成30年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ⑥ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ⑦ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社及び令和元年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人及び令和元年度1,206人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑩ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人及び30年度6,661千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑪ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円及び30年度71億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑫ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業ア

- ンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- 【内閣府の補足説明】**
- ①・③・④ 令和元年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。
 - ② 令和元年度の名護市観光客入込客数は、6,463千人となっている。
 - ⑤・⑥ 適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが考えられるが、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向である。
本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の約45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている。
 - ⑦～⑫ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であり、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている。
- 【点検結果】**
- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 - ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ⑤・⑥ 「本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の約45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ⑦～⑫ 「本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示している」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**
- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 - ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 - ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 - ④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 - ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する将来の効

<p>果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。</p> <p>本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、本制度が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合が、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積に寄与している。</p> <p>また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 「立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣02-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度		H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-3	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	1	7,090	-	888
H28	3	65,016	-	7,744
H29	2	20,395	-	2,420
H30	3	43,849	-	5,206

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本特区制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>			H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1	投資税額控除	13	9	4	8	12	特別償却	0	0	0	7	0			H27	H28	H29	H30	R1	事業税	所得控除	1	6	2	4	2	特別償却	0	1	0	22	0
		H27	H28	H29	H30	R1																																								
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1																																								
	投資税額控除	13	9	4	8	12																																								
	特別償却	0	0	0	7	0																																								
		H27	H28	H29	H30	R1																																								
事業税	所得控除	1	6	2	4	2																																								
	特別償却	0	1	0	22	0																																								

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除1.1百万円、投資税額4.2百万円、特別償却1.4百万円、法人事業税は、所得控除4.2百万円、特別償却5.6百万円を見込む。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効</p>

<p>果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成30年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社及び令和元年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人及び令和元年度1,206人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られているが、過去の効果（名護市への入込客数平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人及び30年度6,661千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円及び30年度71億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されてい</p>
--

<p>るが、過去の効果（名護市の漁業生産量平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・④ 令和元年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。</p> <p>② 令和元年度の名護市観光客入込客数は、6,463千人となっている。</p> <p>⑤ 適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが考えられるが、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向である。</p> <p>本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている。</p> <p>⑥～⑪ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であり、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥～⑪ 「本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する将来の効</p>
--

<p>果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。</p> <p>本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、本制度が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合が、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積に寄与している。</p> <p>また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 「立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
		② 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（ア～ウは選択制）</p> <p>ア 所得控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間） <p>イ 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 1,000万円を超える建物及びその附属設備8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15% 法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円を超える建物及びその附属設備25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50% 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年（aとbは選択制） <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年） <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）

		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 沖縄振興特別措置法施行令 第26条 租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

		<p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みに個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p>
--	--	--

		<p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p> <p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p>
--	--	--

		<p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・ 特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 ・ 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 ・ 特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする。 ・ 名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする。 ・ 名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする。 ・ 名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに 本税制を活用した企業数 22社 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値により、名護市を対象とした値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																																				
10	有効性等	<p>①: 適用数 1. 過去5年間の適用件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	1	3	2	3	2	投資税額控除	3	2	4	4	5	特別償却（法人）	0	1	1	1	0	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	1	3	2	3	2																																	
投資税額控除	3	2	4	4	5																																	
特別償却（法人）	0	1	1	1	0																																	
法人住民税	-	-	-	-	-																																	
事業税	-	-	-	-	-																																	

		<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえ、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される。 引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、経済金融の活性化を図ってきたい。</p> <p>2. 今後の適用見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除4件、投資税額控除3件、特別償却1件程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績増加に向けて実施してきた取組 平成29年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、制度活用企業の利便性向上を図っているところである。 令和元年度は、新たな取組として、那覇市、うるま市において沖縄振興税制活用セミナーを開催し、内閣府、沖縄税理士会等の協力のもと、設備投資に関心のある県内事業者・関係機関等に広く周知を行った。 また、平成30年度から実施している名護市での出張相談窓口を引き続き実施した。(5回) これらの取組の結果、令和元年度においては、487件（うち経金特区40件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p>																																				
	②: 適用額	<p>1. 過去5年間の適用額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>7</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>44</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>247</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除65百万円、投資税</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	7	65	20	44	33	投資税額控除	92	68	34	63	171	特別償却（法人）	0	11	1	247	0	法人住民税	13	11	5	17	-	事業税	1	7	2	26	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	7	65	20	44	33																																	
投資税額控除	92	68	34	63	171																																	
特別償却（法人）	0	11	1	247	0																																	
法人住民税	13	11	5	17	-																																	
事業税	1	7	2	26	-																																	

		額扣除 60 百万円、特別償却 86 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)				
③ 減収額	1. 過去 5 年間の減収額 (単位：百万円)					
	年度	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)
	項目					
	所得控除	2	15	4.6	10.2	8
	投資税額控除	92	68	34	63	171
	特別償却	0	3	0.2	57	0
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1
	投資税額控除	13	9	4	8	12
	特別償却	0	0	0	7	0
事業税	所得控除	1	6	2	4	2
	特別償却	0	1	0	22	0
	合計	108	104	45.8	173.2	194
<p>※国税について、平成 27 年度から平成 30 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて算定。なお、試算において法人税率を H27 は 23.9%、H28～H29 は 23.4%、H30 以降は 23.2%とした。</p> <p>※地方税について、平成 27 年度から平成 30 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7%を乗じて算定</p> <p>※令和元年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算定</p>						
2. 今後の減収額見込み						
<p>令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で所得控除 15 百万円、投資税額控除 60 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 6.7 百万円(所得控除分 1.1 百万円、投資税額控除分 4.2 百万円、特別償却分 1.4 百万円)、事業税 9.8 百万円(所得控除分 4.2 百万円、特別償却分 5.6 百万円)の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額。)</p> <p>(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額。)</p>						

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>平成 25 年度から令和元年度までの 7 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 48 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,206 人へ増加している。</p> <p>なお、平成 30 年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 167 百万円(名護市の法人市民税額全体の約 26.8%に相当)で、平成 30 年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。</p> <p>また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。</p> <p>今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>目標(R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業数(社) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従業員数(人) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>486</td> <td>477</td> <td>506</td> <td>456</td> <td>505</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>556</td> <td>618</td> <td>594</td> <td>590</td> <td>604</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)</td> <td>366.4</td> <td>414.8</td> <td>412.8</td> <td>432</td> <td>451</td> <td>-</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)</td> <td>5731</td> <td>5,682</td> <td>5,633</td> <td>6,554</td> <td>6,661</td> <td>6,463</td> <td>8,190</td> </tr> <tr> <td>名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>71</td> <td>-</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)</td> <td>420</td> <td>336</td> <td>330</td> <td>297</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 30 年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も 283 人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年度に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p> <p>1. 測定指標</p> <p>令和 3 年度までに 進出後に本税制を活用した企業数 22 社 本税制を活用した企業による雇用者数の増加 374 人</p>	項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)	企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	情報	20	24	22	27	31	32	従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	情報	556	618	594	590	604	676	製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)	366.4	414.8	412.8	432	451	-	520	名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)	5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,463	8,190	名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)	68	73	73	72	71	-	91	名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)	420	336	330	297	280	-	594
項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)																																																																
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16																																																																
	情報	20	24	22	27	31	32																																																																
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530																																																																
	情報	556	618	594	590	604	676																																																																
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)	366.4	414.8	412.8	432	451	-	520																																																																
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)	5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,463	8,190																																																																
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)	68	73	73	72	71	-	91																																																																
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)	420	336	330	297	280	-	594																																																																

実績・見込み：								
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	-	-	8	10	15	18	20	22
活用企業数 (実績)	0	4	6	7	8	-	-	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	-	9	7	9
雇用者数 (指標)	-	-	136	170	255	306	340	374
雇用者数 (実績)	0	-	213	157	283	-	-	-
雇用者数 (見込み)	-	-	-	-	-	280	218	280

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。
 ※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。
 ※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。
 ※雇用者数は沖縄県調査。(H27 は調査未実施)

2. 制度が延長できない場合の影響
 沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び各護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。
 これらの取組によって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。
 しかしながら、本制度が延長できない場合、各護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくるのが懸念される。

※ 沖縄県が平成 29 年 12 月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっている。
 この他、平成 29 年度沖縄県企業誘致セミナー in 大阪・東京における来場者アンケートにおいても、沖縄の投資環境で関心がある項目に、「特区・地区制度による税制

		の優遇措置の割合」が、東京、大阪ともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。
	⑤: 税収減を是認する理由	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 283 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を平成 30 年度で約 15 億円、今後 3 年間(R1~R3)で 50 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <p>・税活用企業による雇用者数: 283 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,231,881 円 →県内総生産の押し上げ効果: 約 50 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「平成 29 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>・今後 3 年間の経済効果 R1 : 280 人 × 6,294,750 円 = 18 億円 R2 : 218 人 × 6,294,750 円 = 14 億円 R3 : 280 人 × 6,294,750 円 = 18 億円 計 50 億円</p> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。 また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30内閣03)

実績値 (百万円)

	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
平成29年度	5	2	20	4.6	4	34	1	1	0.2	39
平成30年度	3	3	44	10.2	4	63	1	247	57	131
合計	19	9	136	31.8	13	257	3	259	60.5	349.3
平均	4	2	27	6	3	51	1	52	12	70
1件あたりの額	-	-	15	4	-	20	-	86	20	10
								適用額計		652

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。
 ※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度は23.2%として試算。

推計値(下線は推計)

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 出所:経済金融活性化計画実施状況報告書(沖縄県) 過去6年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	209	10.0%
平成27年度	218	4.3%
平成28年度	238	9.2%
平成29年度	236	-0.8%
平成30年度	255	8.1%
令和元年度	<u>237</u>	<u>-7.1%</u> 3.9%

増加企業数
 令和2年度 246 9
 令和3年度 255 9

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 過去6年間の伸び率から、年30.3%増加すると試算する。

企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%

増加企業数
 令和2年度 6 1
 令和3年度 7 1

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件あたりの適用額は15百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.23%とする。
 投資税額控除 適用平均3件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑥投資税額控除1件あたりの適用額は20百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.41%とする。
 特別償却 適用平均1件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は86百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却		減収額計	
			件数	適用額 (15百万/件)	減収額	件数	適用額 (20百万/件)	件数	適用額 (86百万/件)		
令和元年度	237	5	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
令和2年度	246	6	3	45	10.44	3	60	1	86	19.95	90.39
令和3年度	255	7	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
R1～R3合計	-	-	13	195	45.24	9	180	3	258	59.86	285.10
平年度	-	-	4	65	15.08	3	60	1	86	19.95	95.03
									適用額計		633.00

※法人税率については令和元年度以降は23.2%として試算。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣03）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長 (沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H9	過去の政策評価の実績	H23内閣03、H28内閣04、H30内閣04		区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	7,632	-	878
H25	1	71,112	-	8,132
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	1	79,999	-	9,528
H29	2	185,520	-	17,019
H30	1	4,360	-	519

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 令和元年度の適用数については、沖縄県が事業者に対する調査を行ったものの本税制を適用した事業者を把握できなかった。他方で、同県で把握できていない実績が存在する可能性があり（調査は任意であり、適用実績があっても回答しない場合及び調査対象とならなかった事業者が存在する場合があります。）、これについては、財務省が公表している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」で確認が可能であるが、同年度の報告書は現時点で公表されていないため、適用実績がゼロであるかの確認は現段階では困難である。こうした状況を踏まえ令和元年度の適用数については「算定できないもの」として「—」と記載したものである。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 令和元年度の適用数については、沖縄県が事業者に対する調査を行ったものの本税制を適用した事業者を把握できなかった。他方で、同県で把握できていない実績が存在

する可能性があり（調査は任意であり、適用実績があっても回答しない場合及び調査対象とならなかった事業者が存在する場合があります。）、これについては、財務省が公表している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」で確認が可能であるが、同年度の報告書は現時点で公表されていないため、適用実績がゼロであるかの確認は現段階では困難である。こうした状況を踏まえ令和元年度の適用数については「算定できないもの」として「—」と記載したものである。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税）について、「適用額見込みに法人税率23.2%を乗じて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正 ② 事前評価書を修正
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ③ 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、「収容人員数は7,742人（当初値と平成30年度実績の差）増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正 ②・③ 沖縄県等は、対象施設に係る本特例措置と不動産取得税の免除措置等を一括した税制措置のパッケージとして旅館業事業への投資を促進している。このため、一つのパッケージとして見ると、例えば平成26年3月から平成31年3月までに増加した沖縄の離島地域の宿泊施設数は496件（うち約95%が小規模な簡易宿所）*であるところ、同期間に不動産取得税の免除措置は116件（増加施設数の約23.4%）（平成26年度に27件、平成27年度に10件、平成28年度に19件、平成29年度に28件、平成30年度に32件）適用されており、約23%の宿泊施設の増加につながっているところである。本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。 また、沖縄の離島の地域を含む市町村が本税制措置の継続を要望しているなど、離島の現場では評価されており、こうした面からも民間投資を促進するインセンティブとして効果を発揮していると考えている。 ※出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのかが明らかにされていない。また、「沖縄の離島の地域を含む市町村が本税制措置の継続を要望しているなど、離島の現場では評価されており」との説明では、その詳細が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての将来の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、「今後も収容人員数は増加していく見込み」と説明されているが、予測される将来の適用数1件（令和2年度及び3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p> <p>②・③ ②については事前評価書を修正</p> <p>沖縄県等は、対象施設に係る本特例措置と不動産取得税の免除措置等を一括した税制措置のパッケージとして旅館業事業への投資を促進している。このため、一つのパッケージとして見ると、例えば平成26年3月から平成31年3月までに増加した沖縄の離島地域の宿泊施設数は496件（うち約95%が小規模な簡易宿所）※であるところ、同期間に不動産取得税の免除措置は116件（増加施設数の約23.4%）（平成26年度に27件、平成27年度に10件、平成28年度に19件、平成29年度に28件、平成30年度に32件）適用されており、約23%の宿泊施設の増加につながっているところである。本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。来年度においても、沖縄県等は同様の投資促進活動を行うこととしており、旅館業事業への投資の促進に効果を発揮すると考えている。</p> <p>なお、達成目標としている収容人員数は、過去の実績に基づき推計したものであり、将来の効果予測値である。また、将来の適用数については、新型コロナウイルス感染症の流行による予見しがたい影響が生じうると考えている。</p> <p>※出典：沖縄県企画部「離島関係資料」</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 (1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100)
		(2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動運動)。
		《要望の内容》 適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第93条、94条 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流

		<p>出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、引き続き当該特例措置を講じることで、離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、離島の振興に関して、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指すこととしている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービス</p>
--	--	--

		<p>の向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ること、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>																												
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																												
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。 目標値については、入域観光客数が当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の目標値である41,325人に対し、平成30年度の収容人員数(実績)は45,930人となっており、また、令和2年度から令和3年度にかけて完成する予定の旅館等もあることから、以下のとおり変更する(設定根拠は別紙参照)。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>目標値(令和3年度)</td> <td>41,325人</td> <td>50,531人</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。</p>		変更前	変更後	目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																						
	変更前	変更後																												
目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																												
10: 有効性等	①: 適用数	<p>1. 過去の適用数実績 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 前回(平成30年度)評価時に、特別償却について、毎年度3件程度の適用を見込んでいたが、当該見込みよりも実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが主な原因と考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	1	2	1	-	地方	事業税	-	-	-	-	-	税	法人住民税	-	-	-	-	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	1	2	1	-																								
地方	事業税	-	-	-	-	-																								
税	法人住民税	-	-	-	-	-																								

		<p>過去の適用数実績の状況により、今後、毎年度、特別償却1件程度の適用を見込む。なお、適用数見込みが1件であるが、この背景には、過去の実績を踏まえると、事業初年度の黒字化が困難である場合が多いことがあると考えられる。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 <適用数見込みの算出方法> H24年度～H30年度の適用実績の合計6件の平均値</p>																												
	②: 適用額	<p>1. 過去の適用額実績 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>79,999</td> <td>185,520</td> <td>4,360</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。 ※法人住民税及び事業税(H27年度～H30年度)は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、特別償却49,803千円程度の適用を見込む。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 <適用額見込みの算出方法> H24年度～H30年度の実績値の合計348,623千円の平均値</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-	地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-	税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-																								
地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-																								
税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																								
	③: 減収額	<p>1. 過去の減収額実績 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>18,720</td> <td>43,412</td> <td>1,012</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1年度は沖縄県による試算。なお、試算において、法人税率はH27は23.9%、H28～H29は23.4%、H30以降は23.2%とした。 ※法人住民税及び事業税(H27年度～H30年度)は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-	地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-	税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-																								
地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-																								
税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																								

	<p>今後、毎年度、特別償却 11,554 千円、事業税 3,486 千円、法人住民税 809 千円程度の減収額を見込む。</p> <p>※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p> <p><減収額見込みの算出方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却は②適用額見込み 49,803 千円に法人税率 23.2%を乗じて算出。 ・事業税は②特別償却の適用額見込み 49,803 千円に事業税率 7.0%を乗じて算出。 ・法人住民税は特別償却の減収額見込み 11,554 千円に法人住民税率 7%を乗じて算出。 																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。</p> <p>一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要である。</p> <p>引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="443 646 913 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成 26 年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 27 年度)</td> <td>38,713</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 28 年度)</td> <td>40,669</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 29 年度)</td> <td>42,234</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 30 年度)</td> <td>45,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県企画部「離島関係資料」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>所期の目標の実現状況を分析すると、収容人員数は 7,742 人(当初値と平成 30 年度実績の差)増加している。今後も収容人員数は増加していく見込みであり、引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>○収容人員数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="443 1061 705 1204"> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成30年度)</td> <td>45,930</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和元年度)</td> <td>47,415</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和2年度)</td> <td>48,949</td> </tr> <tr> <td>目標値(令和 3年度)</td> <td>50,531</td> </tr> <tr> <td>目標値と実績値の差</td> <td>4,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度及び令和2年度の収容人員数の算出方法は別紙参照。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>沖縄県の入域観光客数は平成 24 年度の 592.5 万人から令和元年度の 946.9 万人へと堅調に増加しており、離島においても入域観光客数は平成 24 年度の 260.4 万人から平成 30 年度は 425.4 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。</p> <p>政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法(平成 18 年法律</p>		収容人員数(人)	当初値(平成 26 年度)	38,188	実績値(平成 27 年度)	38,713	実績値(平成 28 年度)	40,669	実績値(平成 29 年度)	42,234	実績値(平成 30 年度)	45,930	当初値(平成26年度)	38,188	実績値(平成30年度)	45,930	推計値(令和元年度)	47,415	推計値(令和2年度)	48,949	目標値(令和 3年度)	50,531	目標値と実績値の差	4,601
	収容人員数(人)																								
当初値(平成 26 年度)	38,188																								
実績値(平成 27 年度)	38,713																								
実績値(平成 28 年度)	40,669																								
実績値(平成 29 年度)	42,234																								
実績値(平成 30 年度)	45,930																								
当初値(平成26年度)	38,188																								
実績値(平成30年度)	45,930																								
推計値(令和元年度)	47,415																								
推計値(令和2年度)	48,949																								
目標値(令和 3年度)	50,531																								
目標値と実績値の差	4,601																								

	<p>第 117 号)に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、令和2年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後も多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブを失うこととなり、離島地域における受入機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものと考える。</p> <p>今後も観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためには、政策的に旅館業等の立地を促進していく必要がある。</p>																																																
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>1. これまでの効果</p> <p>本特例措置制度により離島の旅館等の収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <p>観光客数 (単位:万人)</p> <table border="1" data-bbox="1523 638 1971 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>22(22)</td> <td>24(24)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>43(43)</td> <td>114(69)</td> <td>71(26)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>113(95)</td> <td>138(109)</td> <td>25(14)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>9(9)</td> <td>11(11)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187(169)</td> <td>287(213)</td> <td>100(44)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ(令和 2 年 3 月改訂版)」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p> <p>2. 将来の効果(令和元年度～令和 3 年度)</p> <p>以下のとおり、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間における税収効果は、約 19 億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額約 35 百万円(11,554 千円×3 年間)を超過している。</p> <p>○将来の観光収入見込額に基づく税収効果</p> <p>ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。</p> <p>(単位:万人)</p> <table border="1" data-bbox="1523 1125 1971 1292"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>26(26)</td> <td>28(28)</td> <td>29 (29)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>119(66)</td> <td>132(68)</td> <td>145(70)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>148(112)</td> <td>155(118)</td> <td>155(118)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>11(11)</td> <td>12(12)</td> <td>12(12)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304(215)</td> <td>327(226)</td> <td>341(229)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ(令和 2 年 3 月改訂版)」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p>		H26	H30	差引	本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)	宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)	八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)	久米島	9(9)	11(11)	2(2)	合計	187(169)	287(213)	100(44)		R1	R2	R3	本島周辺離島	26(26)	28(28)	29 (29)	宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)	八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)	久米島	11(11)	12(12)	12(12)	合計	304(215)	327(226)	341(229)
	H26	H30	差引																																														
本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)																																														
宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)																																														
八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)																																														
久米島	9(9)	11(11)	2(2)																																														
合計	187(169)	287(213)	100(44)																																														
	R1	R2	R3																																														
本島周辺離島	26(26)	28(28)	29 (29)																																														
宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)																																														
八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)																																														
久米島	11(11)	12(12)	12(12)																																														
合計	304(215)	327(226)	341(229)																																														

		<p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価(平成30年度)は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成30年度観光統計実態調査」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古圏域:73,139円 ・八重山圏域:82,113円 ・久米島:46,665円 <p>上記ア、イより、令和元年度から令和3年度までの観光収入の増収見込額は、約394億3千万円となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =</td> <td style="text-align: right;">2,333,250千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =</td> <td style="text-align: right;">22,673,090千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =</td> <td style="text-align: right;">13,959,210千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・久米島: 1万人 × 46,665円 =</td> <td style="text-align: right;">466,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">39,432,200千円</td> </tr> </table> <p>※人数はH30の観光客数とR3の需要見込みの差 ※本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成22年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」) 平成21年度の観光消費額441,789百万円に対する税収効果は21,287百万円であるので、令和元年度から令和3年度までの3年間における税収効果は、約19億円と試算される。</p> <p>(21,287百万円 / 441,789百万円) × 39,432百万円 ≒ 1,900百万円</p> <p>※ 今後の観光収入見込額については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けることが想定されるが、収束後に観光客数が増加に転じた場合を想定したもの。</p>	・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =	2,333,250千円	・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =	22,673,090千円	・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =	13,959,210千円	・久米島: 1万人 × 46,665円 =	466,650千円	合 計	39,432,200千円
・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =	2,333,250千円											
・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =	22,673,090千円											
・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =	13,959,210千円											
・久米島: 1万人 × 46,665円 =	466,650千円											
合 計	39,432,200千円											
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間事業者が建物等を取得することに対して補助金によるインセンティブを与えることは、個人の資産形成に繋がりが適切でないことから、税制上の措置を講じることが適当である。 また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、必要最小限の措置と考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これら補助事業では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向け自治体が事業を行っているのに対し、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>										

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣04)

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標の設定根拠(R3年度見込み)

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収容人員数	37,946	37,060	38,188	38,713	40,669	42,234	45,930	47,415	48,949	50,531
うち旅館・ホテル	24,137	23,140	23,596	23,334	24,842	25,699	28,640			
うち簡易宿所	13,809	13,920	14,592	15,379	15,827	16,536	17,290			
対前年伸数		-886	1,128	525	1,956	1,565	3,696	1,485	1,533	1,583
対前年伸率		-2.3	3.0	1.4	5.1	3.8	8.8	3.2	3.2	3.2

※R1・R2・R3=前年×前年までの平均伸率

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣04）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 (沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特例控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣07、H25内閣23、H28内閣06、H30内閣06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	2	3,364	-	582
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	2,218	-	286
H30	2	14,557	-	1,878

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 内閣府は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）を推進する活動計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」において設定した目標値の達成に向けて、各種振興施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「沖縄県が企業への聞き取り等により試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>

【点検結果】

① 「令和2年度については沖縄県が相談を受けた、本制度の活用が見込まれる企業数から試算。令和3年度については令和2年度の適用見込み及び平成30年度の適用実績から試算」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、別紙において、観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績は、施設A2,218千円、施設B2,882千円、施設C11,674千円及び施設D43,533千円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 ② 事前評価書（別紙）を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（入域観光客数平成28年度877万人、29年度958万人、30年度1,000万人及び令和元年度947万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調</p>

<p>に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光収入平成28年度6,603億円、29年度6,979億円、30年度7,341億円及び令和元年7,047億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光客一人当たりの平均滞在日数平成28年度3.78日、29年度3.75日、30年度3.73日及び令和元年度3.7日）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光客一人当たりの消費額平成28年度75,297円、29年度72,853円、30年度73,374円及び令和元年度74,425円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 事前評価書を修正</p> <p>⑤～⑨ 適用件数は10件未満であるものの、沖縄県に対しては本特例措置の適用を前提とした投資相談が寄せられているほか、過去に実績のあったものについても本特例措置の利用方法等について同県に照会した上で投資が行われているなど、投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。また、沖縄県からは、適用実績のあったもの以外にも相談があったものがあると聞いており、適用に至らなかったのは事業の黒字化ができず法人税が発生しなかったためと考えられる。こうしたことは本特例措置と併用できる不動産取得税（事業の黒字化とは無関係に課税される）の免除措置について、平成27年度に1件、平成28年度に2件、平成29年度に1件、平成30年度に3件、令和元年度に4件の適用実績が把握されていることから推測できる。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながる効果があると考えており、本特例措置は達成目標の実現に向けて効果を発揮してきたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤～⑨ 各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 内閣府は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）を推進する活動計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」において設定した目標値の達成に向けて、各種振興施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。当該目標には、令和3年度における目標値は定められているが、中途年度の目標値が定められていないため、事前評価書においては令和3年度の目標値のみ記載し、中途年度の目標値を記載していないところである。</p> <p>本特例措置の将来に向けた効果については、過去に適用実績があったものと同様に、将来に向けても、沖縄県に対しては複数の事業者から観光関連施設への投資についての相談が寄せられている状況であり、本特例措置の将来に向けた投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながるものと考えており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段と考えている。</p> <p>なお、沖縄観光の今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による予見しがたい影響が生じうると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 「本特例措置の将来に向けた効果については、過去に適用実績があったものと同様に、将来に向けても、沖縄県に対しては複数の事業者から観光関連施設への投資についての相談が寄せられている状況であり、本特例措置の将来に向けた投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながるものと考えており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段と考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入城観光客数1,200万人）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税9) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税5)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 1. 対象地域:沖縄県全域(県知事が平成24年7月31日に指定) 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除(法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置:15%、建物及び建物附属設備等:8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2)地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	
		《要望の内容》 適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。	
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法附則 第33条第1項	

5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2年間延長	
		8 適用又は延長期間 1年間(令和3年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

		<p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業</p>
--	--	---

		<p>等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○達成目標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200 万人 ・観光収入 1.1 兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 <p>○測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資(累計) 8件 ・本制度を活用した観光施設への来場者数(累計) 1,400,000 人 <p>本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の上乗者数(現時点で判明している実績)は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。(設定根拠については別紙参照)。</p> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・泊数の増大に寄与する。</p> <p>また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去の適用数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27年度～H30年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1年度は沖縄県調べ。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 適用実績が僅少であるのは、事業開始後暫くの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み 今後、毎年度、投資税額控除2件の適用を見込む。 ※令和2年度については沖縄県が相談を受けた、本制度の活用が見込まれる企業数から試算。令和3年度については令和2年度の適用見込み及び平成30年度の適用実績から試算。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国税 投資税額控除	0	0	1	2	1	地方税 法人住民税	-	-	-	-	-	-
		年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1													
国税 投資税額控除	0			0	1	2	1																
地方税 法人住民税	-	-	-	-	-	-																	
② 適用額	<p>1. 過去の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27年度～H30年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1年度は沖縄県調べ。 ※地方税 (H27年度～H30年度) は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」(総務省)、R1年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、投資税額控除30百万円の適用を見込む(算出方法は別紙参照)。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国税 投資税額控除	0	0	2	15	44	地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6			
年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1															
		国税 投資税額控除	0	0	2	15	44																
地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6																		

		③ 減収額	<p>1. 過去の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27年度～H30年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1年度は沖縄県調べ。 ※地方税 (H27年度～H30年度) は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」(総務省)、R1年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後、毎年度、投資税額控除30百万円、法人住民税2百万円の適用を見込む(投資税額控除の算出方法は③適用額の今後の見込みと同様。法人住民税は投資税額控除の減収額見込み30百万円に法人住民税率7%を乗じて算出。)</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国税 投資税額控除	0	0	2	15	44	地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6
		年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1												
国税 投資税額控除	0			0	2	15	44															
地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6																	
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>入域観光客数、観光収入については、各年度順調に伸びており、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加している(令和元年実績(暦年)でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人)。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでおり、それぞれ令和元年実績(暦年)でハワイが21.5万円、8.7日であるのに対し、沖縄は7.4万円、3.6日であり、一人あたりの消費額の増加及び滞在日数の延伸が課題となっている。</p> <p>このため、本制度が対象としている販売施設やスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の新たな観光施設への投資を促すことで、観光産業の高付加価値化を進め、上記課題等に対応していく必要がある。</p>																					

2. 所期の目標の実現状況							
項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	
入域観光客数(万人)		794	877	958	1,000	947	
観光収入(億円)		6,022	6,603	6,979	7,341	7,047	
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)		3.89	3.78	3.75	3.73	3.7	
観光客一人当たりの県内消費額(円)		75,881	75,297	72,853	73,374	74,425	
出典：平成30年版観光要覧、平成30年度観光統計実態調査、沖縄県資料							
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》							
1. 測定指標の実現状況							
本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである。							
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
本制度を活用した設備投資	0	0	1	2	1	2	2
上記の設備投資に伴う施設への来場者数	0	0	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220
※令和元年度の件数は沖縄県調べ。令和2年度及び3年度の件数については沖縄県が企業への聞き取り等により試算。							
※令和2年度及び3年度の本場者数は沖縄県の試算（別紙参照）。							
2. 制度が延長できない場合の影響							
沖縄県の入域観光客数は平成24年度の592.5万人から令和元年度の946.2万人へと堅調に増加しており、令和元年実績（暦年）ではハワイの入域観光客数と肩を並べるまでになった。							
政府においても、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、令和2年度までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。							

		しかしながら、本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。 今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。
⑤	租税減を是認する理由等	国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。 加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。 また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約3.4億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1.2億円（平成29年度～令和3年度の減収額（投資税額控除））の租税減を是認する効果があるものと考えられる。 ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000人 ・県外客消費単価（娯楽・入場費 7,178円） ・平均滞在日数 3.7日（令和元年度） 一県外客消費額の押し上げ効果 3億3,950千円 <算出方法> 租税措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。 7,178円 ÷ 3.7日 ÷ 8時間（一日当たりの観光時間を8時間と想定） × 1,400,000人 = 339,500,000円 ※県外客消費単価は「平成30年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる租税措置が適当な手段である。 また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところである。 本制度は民間の創意を生かした設備投資を促進するものであり、投資回収の面から民間による整備が見込めず、市町村がソフト一括交付

		金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成29年度税制改正において対象から除外することで一層の役割分担を図った。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣06)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する測定指標・適用見込額の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）を活用した施設における年間来場者数 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

年度	H29	H30	R1
施設A	1212人	977人	1,129人
施設B	—	151,250人	140,250人
施設C	—	7,360人	10,000人
施設D	—	—	576,000人

2 測定指標の設定

令和3年度までに

・本制度を活用した施設の来場者数 1,400,000人 (1,404,618人≒1,400,000人)

各年度ごとの来場者数 (R1以降は見込み)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
来場者数(人)	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220	1,404,618

※R2、R3の来場者数の見込みについては、沖縄観光コンベンションビューローが18月26日に発表した2020年の入域観光客数の推計数値(対前年35.5%)に基づき、R1の数値の35.5%とした。

3 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

・施設A 2,218千円 (H29)

・施設B 2,882千円 (H30)

・施設C 11,674千円 (H30)

・施設D 43,533千円 (R1)

※H29～H30は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R1は沖縄県調べ

4 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 30,154千円 60,307(3の4施設の適用額の合計)÷4施設×2件(1年間の適用見込み件数)

※減収見込額も同様

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2内閣05-1)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15% (建物等は8%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し) ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-1			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	8	591,952	-	102,208
H24	11	852,633	99.9%	147,505
H25	11	680,149	99.9%	117,665
H26	13	693,254	99.6%	119,932
H27	15	859,714	99.2%	117,781
H28	21	709,077	97.9%	91,470
H29	17	537,593	99.0%	69,350
H30	16	543,612	99.3%	70,126

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本特区・地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人税）について、「平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																			
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し平成27年度は法人税率23.9%、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 所得控除については、適用額20,380千円に対し減収額は法人税率23.2%を乗じた4,728千円、投資税額控除については、適用額531,901千円、減収額531,901千円で、合計536,629千円（537百万円）が減収額となる。</p> <p>③ 評価書を修正。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td style="text-align: center;">118</td> <td style="text-align: center;">91</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1	投資税額控除	118	91	69	70	37
	H27	H28	H29	H30	R1														
法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1													
	投資税額控除	118	91	69	70	37													
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																			

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円を見込む。法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税は、投資税額控除の制度のみの法人住民税減収額50百万円となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去</p>
--

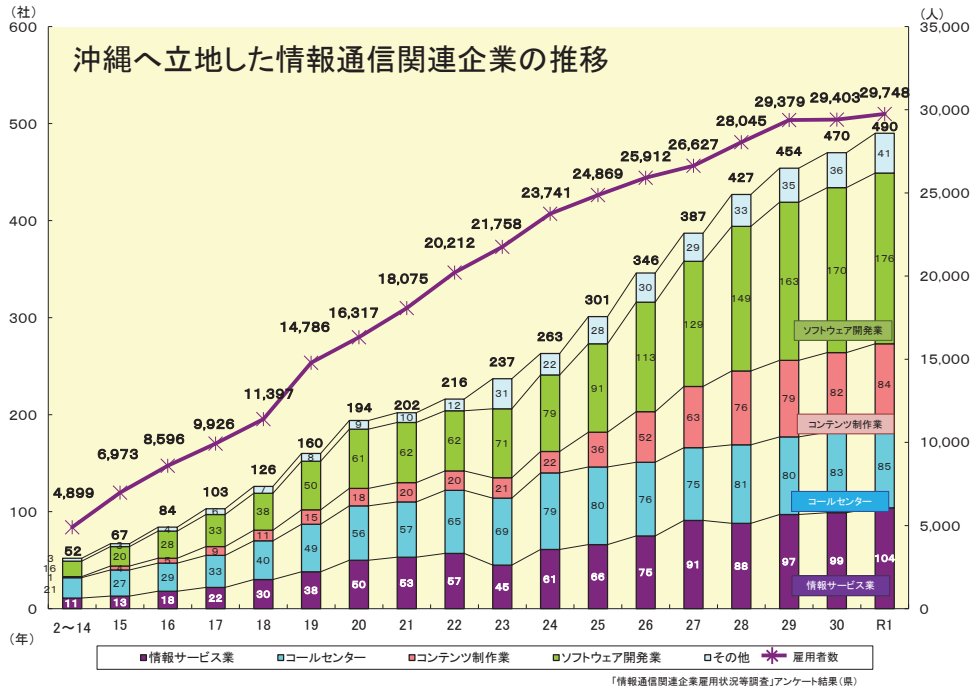
<p>の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数平成27年度387社、28年度427社、29年度454社及び30年度470社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果について、「雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数平成27年度26,627人、28年度28,045人、29年度29,379人及び30年度29,403人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高平成27年度1,213万円、28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 令和元年度の効果については、別添（【200811】令和2年1月1日現在 企業数・雇用者数）のとおり。</p> <p>③ R2.10.7時点において、特定サービス産業実態調査（経済産業省）は平成30年までしか公表されていないため、令和元年度分は把握できていない。</p> <p>④～⑥ 生産性や県民所得など、沖縄振興を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難だと考えている。</p> <p>参考データとしては、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、税額控除を活用した電気通信業から「基幹インフラである5Gの通信設備等、先進的技術の投資に対する前倒しにより、沖縄県の通信環境の整備に役立っている」、放送業から「県内各地に新しい技術に応じた設備投資を継続的に行わなければならないが、優遇税制の活用により積極的な設備投資や新規雇用の追い風となっている」との回答を得ており、定性的ではあるが、本特例措置の効果を確認している。</p> <p>また、これら電気通信業及び放送業の設備投資促進や規模拡大により、ソフトウェア業などの情報通信関連企業の集積が図られるのと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450</p>

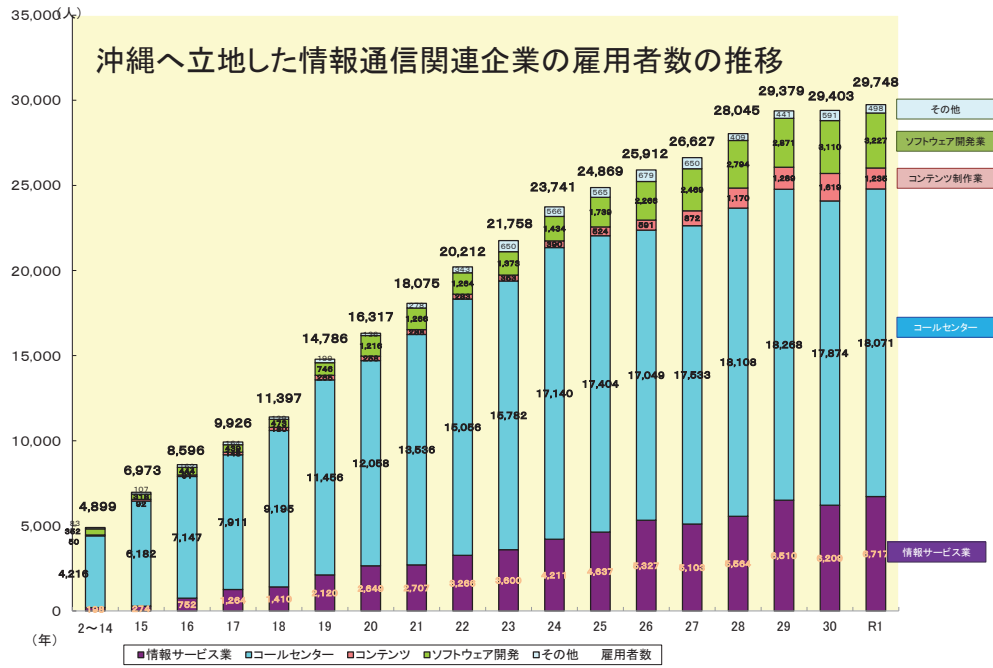
<p>万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（H29.12月沖縄県実施）によると、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した企業が56%、「今後4年間（H30～R3年度）で新たな設備投資等を予定している」と回答した企業が36%となっている。また、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、所得控除を活用した情報通信機器相互接続検証事業者から、「所得控除の適用を受けた費用は社内教育及び採用活動へ投資を行った。県の認定を受けたことで会社の信用力が高まり、商談や採用活動が行いやすくなった」との回答を得ており、本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 「本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



情報通信関連企業立地状況

業種	項目	平成2年~令和元年																	令和2年1月1日				
		2~14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1				
サービス業	立地企業増減数	11	2	5	4	8	8	12	3	4	-12	16	5	9	16	-3	9	2	5				
	累計企業数	11	13	18	22	30	38	50	53	57	45	61	66	75	91	88	97	99	104				
	雇用者増減数	198	76	478	512	146	710	529	58	559	334	611	426	690	-224	461	946	-301	508				
	累計雇用者数	198	274	752	1,264	1,410	2,120	2,649	2,707	3,266	3,600	4,211	4,637	5,327	5,103	5,564	6,510	6,209	6,717				
サービス業	立地企業増減数	21	6	2	4	7	9	7	1	8	4	10	1	-4	-1	6	-1	3	2				
	累計企業数	21	27	29	33	40	49	56	57	65	69	79	80	76	75	81	80	83	85				
	雇用者増減数	4,216	1,966	965	764	1,284	2,261	602	1,478	1,520	726	1,358	264	-355	484	575	160	-394	197				
	累計雇用者数	4,216	6,182	7,147	7,911	9,195	11,456	12,058	13,536	15,056	15,782	17,140	17,404	17,049	17,533	18,108	18,268	17,874	18,071				
サービス業	立地企業増減数	1	3	1	4	2	4	3	2	0	1	1	14	16	11	13	3	3	2				
	累計企業数	1	4	5	9	11	15	18	20	20	21	22	36	52	63	76	79	82	84				
	雇用者増減数	50	42	-1	57	32	85	-7	30	-5	70	37	134	67	281	298	119	330	-384				
	累計雇用者数	50	92	91	148	180	265	258	288	283	353	390	524	591	872	1,170	1,299	1,619	1,235				
サービス業	立地企業増減数	16	4	8	5	5	12	11	1	0	9	8	12	22	16	20	14	7	6				
	累計企業数	16	20	28	33	38	50	61	62	62	71	79	91	113	129	149	163	170	176				
	雇用者増減数	352	-34	126	-5	34	273	470	50	-2	109	61	305	527	203	325	77	239	117				
	累計雇用者数	352	318	444	439	473	746	1,216	1,266	1,264	1,373	1,434	1,739	2,266	2,469	2,794	2,871	3,110	3,227				
サービス業	立地企業増減数	3	0	1	2	1	1	1	1	2	19	-9	6	2	-1	4	2	1	5				
	累計企業数	3	3	4	6	7	8	9	10	12	31	22	28	30	29	33	35	36	41				
	雇用者増減数	83	24	55	2	-25	60	-63	142	65	307	-84	-1	114	-29	-241	32	150	-93				
	累計雇用者数	83	107	162	164	139	199	136	278	343	650	566	565	679	650	409	441	591	498				
計	立地企業増減数	52	15	17	19	23	34	34	8	14	21	26	38	45	41	40	27	16	20				
	累計企業数	52	67	84	103	126	160	194	202	216	237	263	301	346	387	427	454	470	490				
	雇用者増減数	4,899	2,074	1,623	1,330	1,471	3,389	1,531	1,758	2,137	1,546	1,983	1,128	1,043	715	1,418	1,334	24	345				
	累計雇用者数	4,899	6,973	8,596	9,926	11,397	14,786	16,317	18,075	20,212	21,758	23,741	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748				



出所:「情報通信関連企業雇用状況等調査」アンケート結果(黒独自)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣05-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-2	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	2,303	-	321
H24	1	672	-	90
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	918	-	110
H30	1	9,271	-	1,101

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本特区・地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人税）について、「平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																				
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し平成27年度は法人税率23.9%、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 所得控除については、適用額20,380千円に対し減収額は法人税率23.2%を乗じた4,728千円、投資税額控除については、適用額531,901千円、減収額531,901千円で、合計536,629千円（537百万円）が減収額となる。</p> <p>③ 評価書を修正。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>			H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1	投資税額控除	118	91	69	70	37
		H27	H28	H29	H30	R1														
法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1														
	投資税額控除	118	91	69	70	37														
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																				

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円を見込む。法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税は、投資税額控除の制度のみの法人住民税減収額は50百万円となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去</p>
--

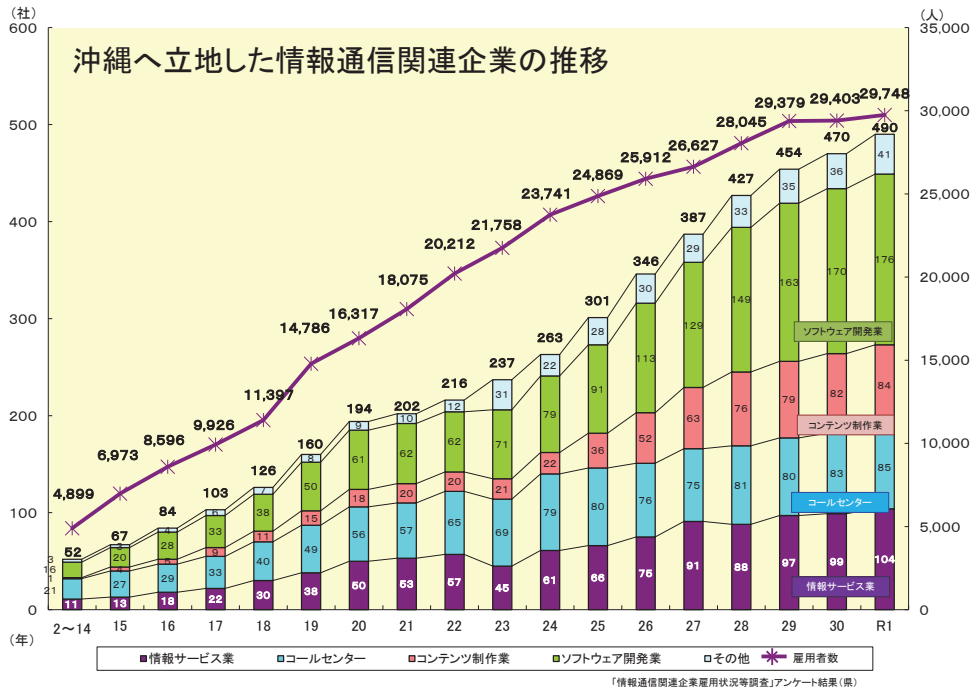
<p>の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度の所得控除）は、10件未済と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数平成27年度387社、28年度427社、29年度454社及び30年度470社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果について、「雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数平成27年度26,627人、28年度28,045人、29年度29,379人及び30年度29,403人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高平成27年度1,213万円、28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 令和元年度の効果については、別添（【200811】令和2年1月1日現在 企業数・雇用者数）のとおり。</p> <p>③ R2.10.7時点において、特定サービス産業実態調査（経済産業省）は平成30年までしか公表されていないため、令和元年度分は把握できていない。</p> <p>④～⑦ 生産性や県民所得など、沖縄振興を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難だと考えている。</p> <p>参考データとしては、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、税額控除を活用した電気通信業から「基幹インフラである5Gの通信設備等、先進的技術の投資に対する前倒しにより、沖縄県の通信環境の整備に役立つ」、放送業から「県内各地に新しい技術に応じた設備投資を継続的に行わなければならないが、優遇税制の活用により積極的な設備投資や新規雇用の追い風となっている」との回答を得ており、定性的ではあるが、本特例措置の効果を確認している。</p> <p>また、これら電気通信業及び放送業の設備投資促進や規模拡大により、ソフトウェア業などの情報通信関連企業の集積が図られるのと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p>

<p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（H29.12月沖縄県実施）によると、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した企業が56%、「今後4年間（H30～R3年度）で新たな設備投資等を予定している」と回答した企業が36%となっている。また、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、所得控除を活用した情報通信機器相互接続検証事業者から、「所得控除の適用を受けた費用は社内教育及び採用活動へ投資を行った。県の認定を受けたことで会社の信用力が高まり、商談や採用活動が行いやすくなった」との回答を得ており、本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 「本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

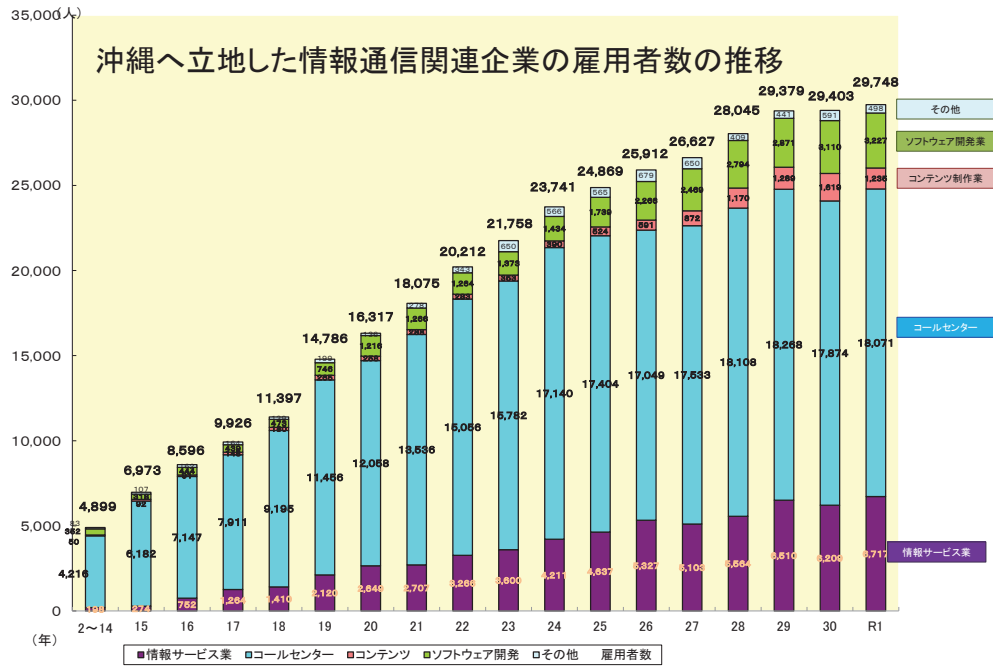
点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



情報通信関連企業立地状況

平成2年～令和元年 | 令和2年1月1日

業種	項目	2~14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
サービス業	立地企業増減数	11	2	5	4	8	8	12	3	4	-12	16	5	9	16	-3	9	2	5
	累計企業数	11	13	18	22	30	38	50	53	57	45	61	66	75	91	88	97	99	104
	雇用者増減数	198	76	478	512	146	710	529	58	559	334	611	426	690	-224	461	946	-301	508
	累計雇用者数	198	274	752	1,264	1,410	2,120	2,649	2,707	3,266	3,600	4,211	4,637	5,327	5,103	5,564	6,510	6,209	6,717
サービス業	立地企業増減数	21	6	2	4	7	9	7	1	8	4	10	1	-4	-1	6	-1	3	2
	累計企業数	21	27	29	33	40	49	56	57	65	69	79	80	76	75	81	80	83	85
	雇用者増減数	4,216	1,966	965	764	1,284	2,261	602	1,478	1,520	726	1,358	264	-355	484	575	160	-394	197
	累計雇用者数	4,216	6,182	7,147	7,911	9,195	11,456	12,058	13,536	15,056	15,782	17,140	17,404	17,049	17,533	18,108	18,268	17,874	18,071
サービス業	立地企業増減数	1	3	1	4	2	4	3	2	0	1	1	14	16	11	13	3	3	2
	累計企業数	1	4	5	9	11	15	18	20	21	22	36	52	63	76	79	82	84	84
	雇用者増減数	50	42	-1	57	32	85	-7	30	-5	70	37	134	67	281	298	119	330	-384
	累計雇用者数	50	92	91	148	180	265	258	288	283	353	390	524	591	872	1,170	1,299	1,619	1,235
サービス業	立地企業増減数	16	4	8	5	5	12	11	1	0	9	8	12	22	16	20	14	7	6
	累計企業数	16	20	28	33	38	50	61	62	62	71	79	91	113	129	149	163	170	176
	雇用者増減数	352	-34	126	-5	34	273	470	50	-2	109	61	305	527	203	325	77	239	117
	累計雇用者数	352	318	444	439	473	746	1,216	1,266	1,264	1,373	1,434	1,739	2,266	2,469	2,794	2,871	3,110	3,227
その他	立地企業増減数	3	0	1	2	1	1	1	1	2	19	-9	6	2	-1	4	2	1	5
	累計企業数	3	3	4	6	7	8	9	10	12	31	22	28	30	29	33	35	36	41
	雇用者増減数	83	24	55	2	-25	60	-63	142	65	307	-84	-1	114	-29	-241	32	150	-93
	累計雇用者数	83	107	162	164	139	199	136	278	343	650	566	565	679	650	409	441	591	498
計	立地企業増減数	52	15	17	19	23	34	34	8	14	21	26	38	45	41	40	27	16	20
	累計企業数	52	67	84	103	126	160	194	202	216	237	263	301	346	387	427	454	470	490
	雇用者増減数	4,899	2,074	1,623	1,330	1,471	3,389	1,531	1,758	2,137	1,546	1,983	1,128	1,043	715	1,418	1,334	24	345
	累計雇用者数	4,899	6,973	8,596	9,926	11,397	14,786	16,317	18,075	20,212	21,758	23,741	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748



出所:「情報通信関連企業雇用状況等調査」アンケート結果(黒独自)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税10) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の対象税目 (事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの: 8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの: 15% <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>《要望の内容》 延長要望 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>

		《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並びリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の

		<p>事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>（情報通信産業振興計画の作成等）</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域</p> <p>3～8項（略）</p>
--	--	---

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>（情報通信産業特別地区における事業の認定）</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項（略）</p> <p>（課税の特例）</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
--	----------------------------	--

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。(平成31年1月現在の実績：470社) 立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。(平成31年1月現在の実績：29,403人) ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。(平成30年度の実績：1,124万円) <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数</p> <p>②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度を活用した企業数 37社 本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																														
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: center;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="454 922 952 1053"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1件、投資税額控除18件の適用を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	1	1	2	投資税額控除	15	21	17	16	13	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1																											
所得控除	0	0	1	1	2																											
投資税額控除	15	21	17	16	13																											
法人住民税	—	—	—	—	—																											
事業税	—	—	—	—	—																											

		<p>3. 所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件(専ら対象事業を営むこと等の要件)を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。</p> <p>今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。</p> <p><参考：認定企業数></p> <table border="1" data-bbox="1541 422 1982 526"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度</th> <th colspan="2">H28年度</th> <th colspan="2">H29年度</th> <th colspan="2">H30年度</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 制度の周知活動実績(令和元年度)</p> <p>本制度の利活用促進を図るため、県内企業、県内経済団体、銀行、税理士、商工会・商工会議所等の企業支援機関や行政機関を対象とした「沖縄振興税制活用セミナー」を2回開催した(R1.10月)。</p> <p>また、企業誘致の取組として、国内では東京及び大阪版での企業誘致セミナーの開催に加え、クラウドコンピューティングEXPOに出展した。</p> <p>国外では、InnoVEX2019(台湾)に県内企業とともにブース出展するなど、効果的なプロモーションを展開した。</p> <p>このほか、「投資環境視察ツアー」や企業戸別訪問などにより本制度の周知を図った。</p> <p>さらに沖縄県産業振興公社においても、公社全体の事業説明会や経済団体が主催する各種説明会において本制度の周知を図るとともに、商工会・商工会議所、金融機関等を訪問し、事業説明とリーフレットを配布した。</p> <p>相談件数においては、情報特区・振興地域制度に関する問合せを26件、制度全般に関する問合せを153件受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p> <p><参考①：令和元年度県外企業向けセミナーの実績></p> <table border="1" data-bbox="1541 1077 1854 1181"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業誘致セミナー</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td>投資環境視察ツアー</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制セミナー</td> <td>128人</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考②：「ワンストップ相談窓口」における相談件数></p> <table border="1" data-bbox="1541 1236 1971 1364"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度全般に関すること</td> <td>153件</td> </tr> <tr> <td>情報特区・振興地域制度</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>その他(他制度に関することを含む)</td> <td>308件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>487件</td> </tr> </tbody> </table>	認定法人数	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		新	累	新	累	新	累	新	累	新	累	数	1	1	1	2	0	2	1	3	1	4		参加人数	企業誘致セミナー	333人	投資環境視察ツアー	14人	沖縄振興税制セミナー	128人	相談内容	件数	制度全般に関すること	153件	情報特区・振興地域制度	26件	その他(他制度に関することを含む)	308件	合計	487件
認定法人数	H26年度			H27年度		H28年度		H29年度		H30年度																																										
	新	累	新	累	新	累	新	累	新	累																																										
数	1	1	1	2	0	2	1	3	1	4																																										
	参加人数																																																			
企業誘致セミナー	333人																																																			
投資環境視察ツアー	14人																																																			
沖縄振興税制セミナー	128人																																																			
相談内容	件数																																																			
制度全般に関すること	153件																																																			
情報特区・振興地域制度	26件																																																			
その他(他制度に関することを含む)	308件																																																			
合計	487件																																																			

		<p><参考③：個別企業訪問実績> 令和元年度：64社</p>																																																	
②	適用額	<p>1. 過去5年間の適用額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1百万円、投資税額控除720百万円の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>			H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	1	9	20	投資税額控除	860	709	538	544	532	法人住民税	118	91	69	70	—	事業税	0	0	0	0	—																		
	H27	H28	H29	H30	R1																																														
所得控除	0	0	1	9	20																																														
投資税額控除	860	709	538	544	532																																														
法人住民税	118	91	69	70	—																																														
事業税	0	0	0	0	—																																														
③	減収額	<p>1. 過去5年間の減収額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>所得控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>978</td> <td>800</td> <td>607</td> <td>616</td> <td>575</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査により把握した適用額20百万円に基づいて試算。 ※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 ※令和元年度の事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。 ※平成30年度及び令和元年度の所得控除に係る減収額はそれぞれの年度の所得控除の適用額に法人税率23.2%を乗じて算定。</p>			H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	0	2	5	投資税額控除	860	709	538	544	532	法人住民税	0	0	0	0	1	所得控除						投資税額控除	118	91	69	70	37	事業税	0	0	0	0	0	合計	978	800	607	616	575
	H27	H28	H29	H30	R1																																														
所得控除	0	0	0	2	5																																														
投資税額控除	860	709	538	544	532																																														
法人住民税	0	0	0	0	1																																														
所得控除																																																			
投資税額控除	118	91	69	70	37																																														
事業税	0	0	0	0	0																																														
合計	978	800	607	616	575																																														

		<p>2. 今後の減収見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円、法人住民税50百万円(所得控除分0百万円、投資税額控除分50百万円)、事業税0百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)</p>	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成20年1月時点の194社、16,317人から、平成31年1月時点で470社、29,403人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成23年度以降順調に増加しているところ(参考①)。 また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成25年度の844万円から平成30年度の1,124万円となっており、徐々にではあるが増加している。 これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている(参考②)。 一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている(参考③)。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的なIT(情報技術)の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p> <p><企業アンケート> 税制に関する企業アンケート(H29.12時点)において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が43%と、優遇税制が企業誘致や設備投資のインセンティブとして働いていることが示されている。</p> <p><企業ヒアリング> 令和2年6月の企業ヒアリングにおいて、平成30年度、令和元</p>	

年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。

<参考①：情報通信業の名目県内総生産> (単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
情報通信業の名目県内総生産	182,934	192,109	195,318	198,686	208,184	214,978

※平成28年度県民経済計算（沖縄県企画部）

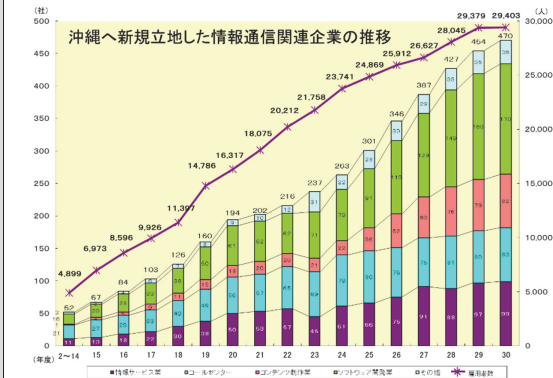
<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）> (単位：百万円)

順位	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
1	東京 2,147	東京 2,260	東京 2,263	東京 3,300	東京 2,282	石川 2,586
2	愛知 1,962	千葉 2,207	千葉 2,098	神奈川 2,469	神奈川 2,258	東京 2,407
28	長崎 1,182	沖縄 1,263	福井 1,267	茨城 1,424	沖縄 1,319	山形 1,394
29	栃木 1,178	鳥取 1,259	徳島 1,261	福井 1,388	岩手 1,317	三重 1,378
30	山口 1,130	静岡 1,240	島根 1,260	沖縄 1,379	山口 1,317	岡山 1,350
36	熊本 1,044	山梨 1,137	沖縄 1,213	岡山 1,231	大分 1,256	山口 1,224
41	宮崎 907	茨城 976	岡山 1,056	高知 1,105	福島 1,094	沖縄 1,124
44	沖縄 844	山形 906	奈良 885	山形 1,041	茨城 1,054	島根 1,046
平均値	1,265	1,355	1,400	1,574	1,456	1,528
指数	66.7%	93.2%	86.7%	87.6%	90.6%	73.6%

※平成25～27年、平成29年～30年は特定サービス産業実態調査（経済産業省）、平成28年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を100とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

<参考③：沖縄へ立地した情報通信関連企業の推移>



※沖縄県調査

2. 所期の目標の達成状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470	490
雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124	-
立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5	4.3
雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1	1.2
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	-	49.6	△4.0	13.7	△4.4	△14.8	-

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査

※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。

※算定できないものについては、「-」を記載。

<達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果>

1. 達成目標の実現状況

- 令和3年度までに
 - ・本制度を活用した企業数 37社
 - ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37
活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。
 ※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。
 ※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。
 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、活用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。
 ※推計の計算過程
 （平成 28 年度）
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：
 13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
 ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：
 1,879 人 + 10 社 × 171 人 = 3,589 人
 （平成 29 年度）
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：
 15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
 ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社
 1,877 人 + 5 社 × 144 人 = 2,597 人
 （平成 30 年度）
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：
 14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）
 ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社
 3,866 人 + 6 社 × 351 人 = 5,972 人
 （令和元年から令和 3 年度）
 ・1 社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。

<p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>本制度は企業誘致のインセンティブとして有効であり、順調な企業立地の実績にも示されている。このため企業誘致や設備投資等にマイナスの影響が出ることが予想される。</p> <p>また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」*の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定））に加え、地方創生の観点からも Society5.0 の実現に向けた技術の活用について推進することが示されているところである（R1.6.21 閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」）。</p> <p>このため、県内他産業においても AI や IoT などの技術（参考）を活用した生産性の向上が求められ始めており、県としてもこれらの技術の各産業での活用に向け支援に取り組んでいるところではあるが、そのためには引き続き情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、効果的な施策を講じていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。</p> <p><企業アンケート></p> <p>税制に関する企業アンケート（H29.12 時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が 56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が 40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が 34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が 43%となっており、本制度が延長されない場合、沖縄への移転・進出や積極的な設備投資に重大な影響を与えることが想定される。</p> <p><企業ヒアリング></p> <p>令和 2 年 6 月の企業ヒアリングにおいて、平成 30 年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1 名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。</p> <p>（参考）</p> <p><県内産業における実例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船上入札（IT × 水産） 船上において電子端末を活用した入札システムにより、効率的な販売へつなげる。モズク養殖においてシステム導入を予定 ・マンゴー栽培（IT × 農業） 温度や湿度、日照時間等を計測する IoT センサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上 ・海ブドウ養殖（IT × 水産） 水温や PH、酸分量等を測定する IoT センサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上
--

		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ回収の効率化（IT×環境） ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化
	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、平成30年度に本制度を活用した17企業においては、約6,000人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約743.1億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による546百万円（平成30年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：5,972人 ・沖縄県情報通信業の労働生産性：12,442,584円 <p>→ 県内総生産の押し上げ効果：743.1億円</p> <p>※労働生産性は、県内情報通信業就業者一人当たりの生産額（情報通信業にかかる名目県内総生産/県内情報通信業就業者数）（「平成29年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後3年間の経済効果 <p>R1：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R2：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R3：7,020人×12,442,584円＝873.5億円 2,533.1億円</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月（H30内閣07）
----	--------------------	------------------

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

度についてはこれまでの実績と活用見込のある企業への調査により、所得控除 1 件、適用額は 1 百万円とする。

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
		件数	件数	適用額	減収額	件数	
H26年度	1	0	0	0	13	693	693
H27年度	2	0	0	0	15	860	860
H28年度	2	0	0	0	21	709	709
H29年度	3	1	1	0	17	538	538
H30年度	4	1	9	2	16	544	546
合計		3	11	2	82	3,344	3,346
5年平均		1	2	0	16	668	668
1件あたりの 適用額		3			40		
H31年度	4	2	20	5	13	532	532

※平成 30 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 31 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・31 年度は 23.2%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	平均
適用件数	13	15	21	17	16	16
増加件数	2	2	6	-4	-1	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-19.0%	-5.80%	9.76%

※平成 30 年度までの租税特別措置の適用実態調査結果を基に算出する。

3. 平成 31 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①:事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、5年間で 4 件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため平成 31 年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.5件(3件/6年間))程度の増加見込みとする。

仮定②:企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年には所得控除適用の可能性が高いとして適用する。

仮定③:所得控除を活用していた1社が平成 31 年度に認定取消になったことから、令和2、3年

(投資税額控除について)

仮定④:適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去5年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり9.8%の割合で増加すると算出する。

(単位:件)

	H31年度	R2年度	R3年度
現行の枠組みでの適用件数見込み	17	18	19

仮定⑤:適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 40 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定	所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (⑤ + ⑥)	
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数		⑥ 適用額 (減収額) ※
H31年度	3	2	9	2	17	680	682
R2年度	3	1	1	0	18	720	720
R3年度	4	1	1	0	19	760	760
合計		4	11	2	54	2,160	2,162
平年度見込		1	1	0	18	720	720

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×40 百万円

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣06）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34% (建物等は20%)の特別償却又は②15% (建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、 控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進する ことで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造 業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣02、H25内閣22、H28内閣 07、H30内閣08-1、H30内閣08-2			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	50,877	-	7,082	16	341,057	98.8%	59,003
H24	4	43,661	-	5,602	13	220,490	-	38,144
H25	5	145,616	-	18,717	25	561,083	95.9%	97,067
H26	4	85,912	-	11,345	31	353,897	89.3%	61,224
H27	4	45,698	-	5,570	27	391,853	92.4%	53,684
H28	3	18,159	-	2,163	20	298,944	98.5%	38,564
H29	7	189,477	-	22,489	23	439,624	97.7%	56,712
H30	2	83,844	-	7,062	26	290,315	95.3%	37,450

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。 なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書7ページの減収額実績（法人住民税）について、以下のとおり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに記載。</p>

(1)過去5年間の減収額実績					
	H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税 (投資税額控除)	53	38	57	37	8
法人住民税 (特別償却)	2	1	5	3	2
	55	39	62	40	10

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書7ページの「2. 今後の減収額見込み」における、法人住民税26百万円について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額（投資税額控除25百万円及び特別償却1百万円）を記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の直接的な効果について、「租税特別措置を活用して、平成26年度から平成30年度までに本制度を活用した企業数は147社で、これらの企業による設備投資額は382億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額（石油製品を除く）平成27年度4,341億円、28年度4,427億円及び29年度4,758億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は、4,933億円となり、増加傾向にある（平成30年が工業統計調査結果の最新版であるため、令和元年については記載できない）。</p> <p>② 特別償却を活用する企業としては、適用年度の税負担軽減が考えられる。件数は少なくとも適用年度の適用額は多額となる。一方、投資税額控除を活用する企業では将来的な節減効果を期待している。投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況経営状態等に応じ、最も効果的な制度が選択されており、選択肢として両制度があることにより産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている。</p>

<p>③ 本特例措置を活用し製造業等が設備投資を行うことにより、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、当該企業等の製造量等は増加し、達成目標である製造品出荷額の増加に寄与していると考ええる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（令和元年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況経営状態等に応じ、最も効果的な制度が選択されており、選択肢として両制度があることにより産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている」との説明では、達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、令和元年度に本特例措置の適用に必要な計画認定を受けた企業は62社あり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性若しくは生産額が向上し、県全体として製造品出荷額の増加に寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「令和元年度に本特例措置の適用に必要な計画認定を受けた企業は62社あり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性若しくは生産額が向上し、県全体として製造品出荷額の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税7)
		②: 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 (アまたはイのいずれかを選択)</p> <p>ア 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額 (または所得税法の規定による償却費) に加え、法人税額 (または所得税額) から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額の上限額20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動運動) <p>イ 事業所税 (那覇市のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が

		<p>認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>延長要望 (適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。)</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39条の56 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官 (沖縄政策担当) 付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000万円超→500万円超) <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等下限取得価格の引下げ (500万円超→100万円超) <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間 (令和3年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄</p>

		<p>の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 （産業高度化・事業革新促進計画の作成等） 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～7 （略） （産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等） 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同</p>
--	--	--

		<p>じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～7 （略） （課税の特例） 第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （4）産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。

		<p>2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円 <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策的目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																														
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 過去5年間の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="452 810 999 941"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で投資税額控除25件、特別償却4件程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)</p> <p>3. 特別償却の適用実績が僅少な理由 投資税額控除及び特別償却制度を適用するには、沖縄県知事による計画認定が必要であり、計画認定を受けた法人が、個々の法人の財務状況・経営状態等に応じ、投資税額控除及び特別償却のうち、最も効果的な特例措置を選択して適用している。両措置の適用状況に差が生じて</p>		H27	H28	H29	H30	R1	投資税額控除	27	20	23	26	13	特別償却	4	3	7	2	6	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
	H27	H28	H29	H30	R1																											
投資税額控除	27	20	23	26	13																											
特別償却	4	3	7	2	6																											
法人住民税	-	-	-	-	-																											
事業税	-	-	-	-	-																											

		<p>いるものの、当該選択肢である両制度が沖縄県における産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている。</p> <p>【参考】適用実績の増加に向けて実施してきた取組 平成29年度から、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設するとともに、内閣府と沖縄県の共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は2回実施した(10月)。また、沖縄県としては、企業向け説明会(展示会への出展を含む。)を県内5回、県外8回、海外6回開催するとともに、沖縄県産業振興公社においても、9回実施した。</p> <p>この結果、平成31年4月から令和2年3月までの間に、相談窓口では487件の問合せがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては119件で、特区・地域制度全体に関する問合せに次いで2番目に問合せ件数が多い(個々の制度の中では1番多い。)状況となっている。</p> <p>今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。</p>																														
	<p>② 適用額</p>	<p>1. 過去5年間の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1532 675 2092 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>46</td> <td>18</td> <td>189</td> <td>84</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)は、平成27年度から平成30年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 適用額の偏りについて 平成28年度から令和元年度までに認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、令和元年度の設備投資額(沖縄県調べ)で見ると電気業の投資額が大きい。</p> <p>これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があるため、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。</p> <p>このため、当該金額の偏りは特定の企業のみにより有利な制度設計になっているために生じるものではない。</p> <p>●措置実施計画の認定状況(平成28～令和元年度)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	投資税額控除	392	299	440	290	114	特別償却	46	18	189	84	94	法人住民税	55	39	62	40	-	事業税	4	2	17	5	-
	H27	H28	H29	H30	R1																											
投資税額控除	392	299	440	290	114																											
特別償却	46	18	189	84	94																											
法人住民税	55	39	62	40	-																											
事業税	4	2	17	5	-																											

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	件数	件数	件数	件数
製造業	50	37	21	34
電気業	17	9	22	24
卸売業	4	6	1	3

※認定実績が 1 件のものは除く。

●令和元年度認定企業の設備投資状況

- ・製造業 1,249 百万円(34 件)→1 件あたり約 37 百万円
- ・電気業 3,286 百万円(24 件)→1 件あたり約 137 百万円

3. 今後の適用額見込み

令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 84 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去 5 年間の減収額実績

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)	
投資税額控除	392	299	440	290	114	
特別償却	11	4	44	19	22	
法人 住民 税	投資 税額 控除	53	38	57	37	8
	特別 償却	2	1	5	3	2
事業税	4	2	17	5	6	
合計	462	344	563	354	152	

※平成 27 年度から平成 30 年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※特別償却に係る法人税率は、H27 年度は 23.9%、H28 年度及び H29 年度は 23.4%、H30 年度及び令和元年度は 23.2% として算出。

※法人住民税について、平成 27 年度から平成 30 年度までは、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7% を乗じて算定

※令和元年度の事業税は、特別償却の適用額に税率 6.47% を乗じて算定

2. 今後の減収額見込み

令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 26 百万円(投資税額控除 25 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 5 百万円の減収を見込む。(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額)(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額)

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。</p> <p>一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5% (全国平均 20.7%) であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。</p> <p>このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の達成状況</p> <p>平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は 4,758 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるものの、目標の 5,600 億円には達していない。</p> <p>しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,427</td> <td>4,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年工業統計調査結果(沖縄県)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。</p> <p>なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。</p> <p>(測定指標)</p> <p>令和 3 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 82 社 ・本制度を活用した設備投資額 320 億円 		H25	H26	H27	H28	H29	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758
	H25	H26	H27	H28	H29								
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758								

実績・見込： (単位：社、百万円)								
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70	82
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—	—
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29	29
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540	7,540

※測定指標は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算
 ※活用企業数(実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)
 ※活用企業数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出
 ※設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出
 ※設備投資額(見込)は、H26年度からH30年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した2.6億円を用いて算出

2. 制度が延長できない場合の影響
 過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、令和元年6月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、今後3年間で新たな設備投資を予定しているかどうかとの設問に対して、「はい(予定している)」と回答した企業が半数以上(40社中27社、選択率67%)となっている。

今後3年間で新たな設備投資を予定しているかどうか

回答	割合
はい	67%
いいえ	33%

※過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象(回収率73.2%)

また、今後設備投資をする場合、本制度を利用するかどうか、との設問に対して、「はい(利用する)」と回答した企業が「25社中、20社、選択率80%」となっている。

今後設備投資をする場合、本制度の利用を予定しているかどうか

回答	割合
予定有り	80%
予定無し	4%
その他	16%

※27社中2社は未回答

これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに、減税額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものといえる。

本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やソーティング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の設備投資意欲が削がれることで、企業の開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における自立型経済の発展に支障を来すことが懸念される。

⑤ 税収減を是認する理由

本特例措置は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成28年度及び平成29年度に税を活用して年平均46億円の設備投資が実施されている。

これにより、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額(石油製品を除く)は、平成26年の15.7百万円から、平成29年は17.8百万円に増加しており(平成30年工業統計調査(沖縄県))、今後も増加が見込まれる。また、令和3年までに沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させること(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にも寄与できると考える。

一方で、沖縄県でも人手不足が深刻化しており、各企業においては人材確保が課題である。そのため、労働生産性を高めるため、企業の設備投資意欲を喚起し、生産性向上につなげていく必要がある。

このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月 (H30 内閣 08)	

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H26 年度	31	354	4	86	22	376
H27 年度	27	392	4	46	11	403
H28 年度	20	299	3	18	4	303
H29 年度	23	440	7	189	44	484
H30 年度	26	290	2	84	19	309
合計	127	1,775	20	423	100	1,875
1件あたりの 適用額	14		21			

※H26年度からH30年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの。

※法人税率については、H26年度は25.5%、H27年度は23.9%、H28年度及びH29年度は23.4%、H30年度は23.2%として試算

2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計	5年平均
企業数	41	46	48	41	26	202	40

※産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3. 令和2年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①: 令和2年度以降の1年度当たりの認定企業数は 40件 (過去5年の平均)とする。

※ 令和元年度については、実績の38件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 62.9%とする。

※ 投資税額控除件数127件 ÷ 計画認定企業数202件 = 62.9%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は 14百万円とする。

※ 投資税額控除額1,775百万円 ÷ 投資税額控除件数127件 = 14百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 9.9%とする。

※ 特別償却件数20件 ÷ 計画認定企業数202件 = 9.9%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は 21百万円とする。

※ 特別償却額423百万円 ÷ 特別償却件数20件 = 21百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	認定企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×62.9%)	③ 適用額 (減収額) (②×14)	④ 件数 (①×9.9%)	⑤ 適用額 (④×21)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
令和元	38	24	336	4	84	20	356
令和2	40	25	350	4	84	20	370
令和3	40	25	350	4	84	20	370
合計	118	74	1,036	12	252	60	1,096
平年度 (R2・R3)	<u>40</u>	<u>25</u>	<u>350</u>	<u>4</u>	<u>84</u>	<u>20</u>	<u>370</u>

※令和元年度の認定企業数(①件数)は、実績を記載

※法人税率については23.2%として試算

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣07-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		高付加価値型のもづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-1、H30内閣09-2			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	1	6,893	-	958	2	6,230	-	1,078
H24	0	-	-	-	1	11,505	-	1,990
H25	0	-	-	-	2	12,740	-	2,204
H26	0	-	-	-	3	4,779	-	827
H27	2	41,379	-	5,178	3	22,592	-	3,095
H28	2	13,685	-	1,630	11	63,619	99.9%	8,207
H29	6	186,884	-	20,556	28	100,415	80.6%	12,953
H30	7	621,238	-	48,557	42	120,542	75.7%	15,550

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別償却又は法人税額の特別控除）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>						
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正 (過去5年間の適用額実績)</p>						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事業税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>						
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除7百万円、投資税額25百万円、特別償却9百万円、法人事業税は、所得控除27百万円、特別償却36百万円を見込む。</p>						
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の直接的な効果について、「本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである」と説明されているが、過去の効果（新規立地企業数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度59社、28年度61社、29年度103社及び30年度125社並びにうるま・沖縄地区27年度55社、28年度58社、29年度75社及び30年度83社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果について、新規雇用者数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度829人、28年度1,066人、29年度1,446人及び30年度1,699人並びにうるま・沖縄地区27年度652人、28年度1,363人、29年度1,413人及び30年度1,453人と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 平成30年度の数値が最新であり、令和元年度について把握は困難である。</p> <p>③ 特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。一方、投資税額控除についてみると、適用件数が前年度から大きく増加しており、両措置により設備投資が促進され、企業の生産拡大や雇用の増加に寄与しているものとする。また、特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている。</p> <p>④・⑤ 本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、近年では付加価値の高い製品を製造する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規立地企業数、雇用者数は着実に増加している。同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものとする。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。（略）特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 「同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものとする」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手</p>
--

<p>段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものとする。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 「本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものとする」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣07-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-3	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	16,111	-	2,144
H25	0	-	-	-
H26	2	18,405	-	2,430
H27	3	71,926	-	9,001
H28	3	98,029	-	11,675
H29	4	215,827	-	25,615
H30	3	65,809	-	7,812

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p>						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事業税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除7百万円、投資税額25百万円、特別償却9百万円、法人事業税は、所得控除27百万円、特別償却36百万円を見込む。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	
---	--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成30年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>	
--	--

<p>④ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の直接的な効果について、「本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のどおり、着実に増加しているところである」と説明されているが、過去の効果（新規立地企業数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度59社、28年度61社、29年度103社、及び30年度125社並びにうるま・沖縄地区27年度55社、28年度58社、29年度75社及び30年度83社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果について、新規雇用者数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度829人、28年度1,066人、29年度1,446人及び30年度1,699人並びにうるま・沖縄地区27年度652人、28年度1,363人、29年度1,413人、30年度1,453人と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 平成30年度の数値が最新であり、令和元年度について把握は困難である</p> <p>③ 特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。一方、投資税額控除についてみると、適用件数が前年度から大きく増加しており、両措置により設備投資が促進され、企業の生産拡大や雇用の増加に寄与しているものと考えられる。また、特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている。</p> <p>④・⑤ 本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、近年では付加価値の高い製品を製造する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規立地企業数、雇用者数は着実に増加している。同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。（略）特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 「同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものと考えられる」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>

<p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、認定企業においては、本特例措置の活用を前提として、設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 「本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、認定企業においては、本特例措置の活用を前提として、設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税12) (法人住民税、事業税:義)(自動運動)(地方税8)
	② 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3)は選択制)</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8% <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える機械及び装置 50% ・1,000万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限度額20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>

		<p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動運動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・地方税法 第6条、附則第33条 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和2年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度～令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等) <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)

<p>9 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定） 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～8項（略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p>
---------------	---------------------	---

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～5項（略）</p> <p>（課税の特例） 第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的接近性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （3）国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p> <p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
--	----------------------------	---

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 30社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年9月）では、「立地した理由」として回答者の47%が国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している。</p> <p>また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成30年11月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年5月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。</p> <p>加えて、令和2年3月から那覇空港第2滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>
--	--------------------------	---

<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 過去5年間の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動法（法人住民税、事業税）は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除10件、投資税額控除68件、特別償却13件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除は、国際物流拠点産業集積地域内に所在する、保税地域等の許可を受けた企業に限定され、特に国際物流拠点産業の対象業種でも限定された法人について適用される制度である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、平成30年度の適用額のように、所得控除及び投資税額控除に比し、適用額においては多額な適用実績があり、件数が少ないことを以て、国際物流拠点産業集積地域制度において、重要性の低い措置ということとはできない。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度から、内閣府、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、制度活用の相談等を行っている。併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は2回実施した（10月）。 また、沖縄県としては企業向け説明会（展示会出展含む）を県内5回、県外9回、海外6回開催するとともに、企業への個別資料配布による周知活動を実施した。 その結果、平成31年4月から令和2年3月までの間に、相談窓口では487件（うち国際物流拠点産業集積地域は76件）の問い合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて117件（分譲地64件、賃貸工場53件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。</p>		項目	H27	H28	H29	H30	R1	国 税	所得控除	3	3	4	3	2	投資税額控除	3	11	28	42	26	特別償却	2	2	6	7	4	地 方 税	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	項目	H27	H28	H29	H30	R1																																			
国 税	所得控除	3	3	4	3	2																																			
	投資税額控除	3	11	28	42	26																																			
	特別償却	2	2	6	7	4																																			
地 方 税	法人住民税	—	—	—	—	—																																			
	事業税	—	—	—	—	—																																			

②: 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位: 百万円)					
		項目	H27	H28	H29	H30
国 税	所得控除	72	98	216	66	181
	投資税額控除	23	64	100	121	282
	特別償却	41	14	186	621	46
地 方 税	法人住民税	7	12	25	36	—
	事業税	10	10	34	36	—
※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動運動分(法人住民税、事業税)は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※算定できないものについては「—」と記載。						
2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除422百万円、投資税額控除364百万円、特別償却563百万円の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)						
③: 減収額	1. 過去5年間の減収額実績 (単位: 百万円)					
		H27	H28	H29	H30	R1
	所得控除	17	23	51	15	42
	投資税額控除	23	64	100	121	282
	特別償却	10	3	44	144	10
法 人 住 民 税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事 業 税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
	合計	67	112	254	352	372
※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算定。 ※令和元年度は沖縄県調査から算定。 ※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定。 ※令和元年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定。						

2. 今後の減収見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除98百万円、投資税額控除364百万円、特別償却131百万円、法人住民税41百万円(所得控除分7百万円、投資税額控除25百万円、特別償却9百万円)、事業税63百万円(所得控除分27百万円、特別償却分36百万円)を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)。 (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)					
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 政策目的の達成状況 沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域(旧那覇地区(旧自由貿易地域)及び旧うるま地区(旧特別自由貿易地域))における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成27年度の13,785百万円から令和元年度の22,611百万円と大きく増加している。 また、政府の「農林水産物の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在10.8万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第5位となっている。 引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。				
搬出額の推移 (単位: 百万円)					
	H27	H28	H29	H30	R1
旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611
2. 達成目標の実現状況 アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成26年					

度から平成30年度までの5年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76社から208社へ、新規雇用者数（累計）も1,019人から3,152人へ着実に増加している。
 今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある

（達成目標）

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。
- ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。

（1）新規立地企業数（累計）

（単位：社）

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83
合 計	76	114	126	178	208

※沖縄県調べ

（2）新規雇用者数（累計）

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152

※沖縄県調べ

《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》

本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押しするとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。

本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込についてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。

（測定指標）

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社
- ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人

実績及び将来の見込み：

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	-	-	8	16	20	24	30	30
活用企業数（実績）	5	8	16	38	52	32	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	-	-	-	90	92
雇用者数（指標）	-	-	232	464	580	696	870	870
雇用者数（実績）	65	104	208	494	676	416	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から平成30年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数（実績）は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13人）から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数。

※令和2年度から令和3年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

県外企業へのアンケート（令和元年度企業誘致セミナー）によると、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の46.8%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。

さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められる。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積に遅れが生じる。本税制が企業立地の重要なインセンティブとなり、平成30年度には特区内の立地企業が30社増加しているが、本税制の後押しがなくなることで、国際物流拠点産業の関連企業の立地が減少することが推測される。また、立地企業に

		<p>おける設備投資等の縮小も見込まれる。</p> <p>これらの影響により、国際物流拠点産業の集積や域内の関連産業の成長が遅れることで、新たなリーディング産業の確立による沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくる懸念される。また、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。</p>
⑤	<p>⑤ 税収減を是認する理由</p>	<p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、平成30年度は約676人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約43億円、今後3年間（R1～R3）で175億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による593百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>・単年度の経済効果</p> <p>税活用企業における雇用者数：676人 沖縄県の労働生産性：6,294,750円 一県内総生産の押し上げ効果：約43億円</p> <p>※雇用者数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から抽出した平成30年度本制度を活用した企業数（52社）、「国際物流特区（いわゆるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13人）を乗積して試算。 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数）（平成29年度県民経済計算）（沖縄県）より試算</p> <p>・今後3年間の経済効果</p> <p>R1：416人×6,294,750円＝26億円 R2：1,170人×6,294,750円＝74億円 R3：1,196人×6,294,750円＝75億円</p> <p style="text-align: center;">計 約175億円</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は是認に足る効果のある施策と考えられる。</p>
11	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、</p>

		必要最小限の特例措置であると考えられる。
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
	③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	<p>有識者の見解</p>	-
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	平成30年8月（H30内閣09）

今後の適用額・減収額の見込み(国際物流拠点産業集積地域)

1. 適用実績

(単位:件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額	
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890	49,672
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760
H29年度	4	215,827	50,504	28	100,415	6	186,844	43,721	194,640
H30年度	3	65,809	15,268	42	120,542	7	621,238	144,127	279,937
R1年度	2	181,089	42,013	26	282,300	4	46,071	10,688	335,001
合計	15	632,680	147,913	110	589,468	21	909,217	211,629	949,010
1件あたり適用額	15	42,179		110	5,359	21	43,296		

※件数・適用額について、H26→H30年度は租税特別措置の適用実態調査(財務省)。令和1度は沖縄県調査。
 ※法人税率は、平成27年度は23.9%、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度及び令和元年度は23.2%として試算

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計	平均
旧地域(那覇・うるま)	企業数	73	74	82	86	89	404	
	増加数	13	1	8	4	3	29	
	増加率	21.7%	1.4%	10.8%	4.9%	3.5%		8.4%
H26拡大地域	企業数	41	52	96	122	-	311	
	増加数	25	11	44	26	-	106	
	合計	114	126	178	208	-	626	
	増加数	38	12	52	30	-	132	

※沖縄県調査による。

3. 今後(令和元年度以降)の見込み(試算)

(1)旧地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込)	
		②件数 (①×3.7%)	③適用額 (②×42,179)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×27.2%)	⑥適用額 (⑤×5,359)	⑦件数 (①×5.2%)	⑧適用額 (⑦×43,296)		⑨減収額 (⑧×税率)
R2年度	96	4	168,716	39,142	26	139,334	5	216,480	50,223	228,699
R3年度	105	4	168,716	39,142	28	150,052	5	216,480	50,223	239,417
合計	-	8	337,432	78,284	54	289,386	10	432,960	100,446	468,116
平年度	-	4	168,716	39,142	27	144,693	5	216,480	50,223	234,058

仮定① 1年度あたり、立地企業が8.4%(過去5年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。
 (所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。
 (所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。
 (投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,359千円とする。
 (投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,359千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。
 (特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。
 (特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(2)拡大地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込)	
		②件数 (①×3.7%)	③適用額 (②×42,179)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×27.2%)	⑥適用額 (⑤×5,359)	⑦件数 (①×5.2%)	⑧適用額 (⑦×43,296)		⑨減収額 (⑧×税率)
R2年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
R3年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
合計	-	12	506,148	117,426	82	439,438	16	692,736	160,714	717,578
平年度	-	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789

仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地区は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。
 ・那覇港総合物流センター(第1期:令和元年度オープン)7社
 ・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:令和2年度オープン)23社

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。
 (所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。
 (所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。
 (投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,353千円とする。
 (投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,353千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。
 (特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。
 (特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3)合計

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込)	
		②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額		⑨減収額
R2年度	248	10	421,790	97,855	67	359,053	13	562,848	130,580	587,488
R3年度	257	10	421,790	97,855	69	369,771	13	562,848	130,580	598,206
合計	-	20	843,580	195,710	136	728,824	26	1,125,696	261,160	1,185,694
平年度	-	10	421,790	97,855	68	364,412	13	562,848	130,580	592,847

